

予算特別委員会記録

○日 時 令和5年3月16日 午前9時30分～午後3時1分

○場 所 議 場

○出席委員

11番	中 原 重 信	委員長	2番	眞 茅 弘 美	副委員長
3番	上 迫 正 幸	委員	4番	沖 園 強	委員
5番	禰 占 通 男	委員	6番	城 森 史 明	委員
7番	吉 松 幸 夫	委員	8番	豊 留 榮 子	委員
9番	立 石 幸 徳	委員	10番	下 竹 芳 郎	委員
12番	東 君 子	委員	13番	清 水 和 弘	委員
14番	吉 嶺 周 作	委員	議長	永 野 慶 一 郎	

【議 題】

議案第8号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計予算
議案第9号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算
議案第10号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計予算
議案第11号 令和5年度枕崎市立病院事業会計予算
議案第12号 令和5年度枕崎市水道事業会計予算
議案第13号 令和5年度枕崎市公共下水道事業会計予算

【審査結果】

議案第8号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）
議案第9号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）
議案第10号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）
議案第11号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第12号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第13号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

△議案第8号 令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

△議案第9号 令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（中原重信） 予算特別委員会を再開します。

これから特別会計及び企業会計の審査に入ります。

まず、議案第8号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び議案第9号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 議案第8号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

予算書24ページの説明資料を御覧ください。

予算総額は33億3,715万円で、前年度当初予算と比較して1億6,263万3,000円、4.6%の減となっています。

歳出の主なものにつきまして、概略を御説明いたします。

総務費につきましては、事務的経費として総務管理費1,642万5,000円、徴税費706万6,000円、運営協議会費14万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

保険給付費につきましては、予算総額の約75.0%、25億0,354万7,000円を計上いたしました。

保険給付費総額から審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費及び傷病手当金を除いた額につきましては、県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金の額と同額を計上しています。

一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費、移送費のそれぞれの額につきましては、普通交付金の額を基に、各費目の本市の過去5年間の給付実績等により、案分し計上しています。

出産育児諸費につきましては、実績を考慮いたしまして9件分と審査支払手数料の450万2,000円、葬祭諸費につきましては、65件の130万円を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、予算総額の約22.9%、7億6,475万7,000円を計上いたしました。

国民健康保険事業費納付金の金額につきましては、県が運営方針に基づき算出したものであり、内訳といたしましては、医療給付費分5億6,512万7,000円、後期高齢者支援金等分1億5,550万8,000円、介護納付金分4,412万2,000円となっています。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費1,801万9,000円、人間ドック、がん検診補助、糖尿病重症化予防事業、重複・頻回受診者への訪問指導のほか、人工知能等を活用した特定健診受診勧奨委託事業等に要する経費として、2,373万1,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、20万円を計上し、諸支出金につきましては、226万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

国保税につきましては、後ほど税務課長から御説明申し上げます。

県支出金の保険給付費等交付金につきましては、普通交付金と特別交付金を合計して、予算総額の約77.2%、25億7,673万1,000円を計上いたしました。

内訳は、審査支払手数料・出産育児諸費・葬祭諸費を除く保険給付費の財源となる普通交付金といたしまして、一般分24億9,030万円を計上いたしました。

特別交付金につきましては、保険者努力支援分1,405万3,000円、特別調整交付金分3,318万7,000円を含む8,643万1,000円を計上いたしました。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分1億1,500万9,000円と保険者支

援分5,575万2,000円、未就学児均等割保険料72万1,000円、職員給与費等2,296万円、出産育児一時金等300万円、財政安定化支援事業5,287万3,000円、その他一般会計繰入金1億1,375万8,000円の合計で、3億6,407万3,000円を計上いたしました。

諸収入につきましては、第三者納付金300万円などの合計で、402万5,000円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金9件分の4万5,000円を計上いたしました。

○**税務課長（鮫島眞一）** 私からは、国民健康保険税について御説明いたします。

6ページをお開きください。

令和5年度の国民健康保険税は、総額3億9,202万1,000円を計上しました。これは、令和4年度の当初予算に対して2,410万4,000円の減、割合にして約5.8%の減となっています。

初めに、被保険者数見込みについて申し上げます。

一般被保険者数は、令和4年当初で5,314人と見込んだのに対し、令和5年当初は6.1%減、326人減の4,988人と見込んでおります。

退職被保険者は該当はおりません。

続いて、調定額の算定に際しての基本的な考え方について申し上げます。

内閣府の月例経済報告等、全国的な景気動向は一般会計当初予算で説明しておりますので、省略いたします。

現年分調定の1人当たりの保険料は、直近実績の令和5年1月末賦課状況調書による1人当たりの保険料を引用して、調定額を算出しております。

これによると、令和4年当初予算編成時の調定予測を加入者数で除した1人当たり保険料7万9,207円に対し、令和5年当初予算編成時の調定予測を加入者数で除した1人当たり保険料は7万9,506円、0.4%増、金額で299円の増となっております。

このことから、保険料はおおむね前年度水準にあるものの、前述しました被保険者数の減少分が要因として、現年分の調定額は大きな減少を見せるものと予測しております。

現年分調定額について申し上げます。

一般被保険者分の現年調定は、令和4年度当初の4億2,091万円に対し、5.8%、2,433万2,000円減の3億9,657万8,000円と見込んでおります。

退職被保険者については、本市では該当がおりません。

滞納繰越分調定額について申し上げます。

一般被保険者分の滞納繰越分調定は、令和4年度当初の3,439万3,000円に対し、4.9%、169万3,000円減の3,270万円と見込んでおります。

退職被保険者分につきましては、地方税法第18条に基づく不納欠損処理を行うことから、新年度については該当がありません。

収納率について申し上げます。

令和5年度の一般被保険者の現年分収納率は、令和4年度当初見込みの96.8%に対し、同率の96.8%で見込んでおります。

令和5年度の一般被保険者の滞納繰越分収納率は、令和4年度当初見込みの25.0%に対し、同率の25.0%で見込んでいます。

現年分当初予算計上額について申し上げます。

ここまで申し上げてきた要因から、国民健康保険税の現年分は、一般被保険者分で3億8,384万7,000円を計上いたしました。

退職被保険者分については、該当者がいないことと、国が退職者医療制度の経過措置を廃止することを決めたことから、計上をしておりません。

これは、令和4年度当初4億0,740万6,000円と比較すると、5.8%減、2,355万9,000円の減となっております。

滞納繰越分予算計上額について申し上げます。

滞納繰越分は、一般被保険者分で817万4,000円を計上しました。

これは、令和4年度当初859万8,000円と比較すると、4.9%減、42万4,000円減となっております。

退職被保険者分については、該当者がいないことから計上しておりません。

以上の要素から、冒頭申し上げましたとおり、令和5年度の国民健康保険税は、総額3億9,202万1,000円を計上したものでございます。

国民健康保険税については、以上でございます。

○健康課長（西村祐一） 以上でございますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

引き続きまして、議案第9号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明いたします。

予算書の末尾14ページの説明資料を御覧ください。

令和5年度の予算総額は3億8,973万9,000円で、前年度当初予算と比較して237万3,000円、0.6%の増になります。

歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、事務的経費といたしまして、総務管理費143万9,000円、徴収費180万5,000円、合計で324万4,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者保険料2億6,178万8,000円、保険料を軽減した分の財源補填として保険基盤安定負担金1億2,378万7,000円及び延滞金5万円、合計で3億8,562万5,000円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、保険料還付金30万円、還付加算金3万円、合計で33万円を計上いたしました。

次に歳入の主なものについて申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、後ほど税務課長から御説明申し上げます。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金330万7,000円、保険料を軽減した分の財源補填としての保険基盤安定繰入金を負担金と同額の1億2,378万7,000円を計上いたしました。

○税務課長（鮫島眞一） 後期高齢者医療保険料について御説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。

令和5年度の後期高齢者医療保険料は、2億6,178万8,000円を計上しました。

これは、前年度の当初予算と比較して、228万1,000円の増となっております。

保険料の内訳としましては、特別徴収保険料1億8,524万2,000円、普通徴収保険料7,654万6,000円の合計で2億6,178万8,000円となっております。

これは、予算書末尾に記載してあります広域連合納付金の被保険者保険料分の金額と同額となっております。

保険料については、以上でございます。

○健康課長（西村祐一） 以上でございますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（中原重信） 傍聴者をお願いいたします。議場内では帽子を取っていただけますか。

—ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 説明資料の24ページのところなんですけども、レセプトチェック、これは今何人体制でやっとなるんでしょうか。

○健康課長（西村祐一） レセプト点検員につきましては、現在2名で行っているところです。

○13番（清水和弘） 私ら議員になった当初から2名体制だったと思うんですね。その時からしたらもう人口も大分減ってきてるのに、まだ相変わらず2名でないといけないんですか。どういう意味で2名なのでしょう。

○健康課長（西村祐一） ここ数年間は2名で、以前は4名体制でチェックしておりました。そこで減員しているところです。それと、フルタイムでの勤務ではなくて、それぞれ月14日の勤務体制となっております。

○13番（清水和弘） このレセプトチェックによる効果はどのような状況になつてくるんですか。

○健康課長（西村祐一） 今、実績で上がってきておりますのが令和3年度になっておりますが、令和3年度のレセプト枚数につきましては11万9,134枚で、前年度の令和2年度より1,521枚増加している状況です。資格点検と内容点検の実施率は100%行っているところです。

レセプト点検内容につきましては、給付制限が該当しているかどうか、これは全てのレセプトを対象に内容点検を行っております。あと調剤報酬明細との突合につきましては、入院外、歯科のレセプトを対象に病名と治療に使用された薬剤の種類等につきましてチェックをしております。それと点数表との照合をしております。

あと縦覧点検と申しまして、入院、入院外、歯科レセプトを対象に初診か再診かのチェック、入院・転院日のチェック、初診検査だけ加算されるもの、あるいは4か月以降は減算されるもののチェック、重複請求者のチェック、個人ごとに当月分と直近2か月分を点検するなどの内容で行っております。これにつきましては、毎月実施しているところです。

○13番（清水和弘） 数字は聞き忘れたので、レセプトチェック枚数は増加しているような数字だったと思うんですけど、これを意味するところは何ですかね。

○健康課長（西村祐一） 国民健康保険の被保険者数は今減少傾向にあるところなのですが、その月に係る日数ですかね、1年間のスパンでいけば、そこで若干、増減が出たりするところもあると考えております。

○6番（城森史明） 4ページなんですけど、県支出金が1億ほど減少しているんですけど、この理由は何なんですか。

○健康課長（西村祐一） 5年度当初予算歳出のまず15ページを御覧ください。下のほうに款が保険給付費、項が療養諸費とございますが、その中で目の一般被保険者療養給付費、これが8,000万円減少しております。それと16ページ、款に保険給付費、項に高額療養費、これの目の一般被保険者高額療養費が1,500万円減少しております。

一応、県支出金の一番減少した要因は、実際かかった療養給付費、そこが減少しておりますので、その分が減少になっております。

○6番（城森史明） そして、この国民事業納付金も減少していますよね。納付金が2,000万ほど減少していますよね。これとは関連はしないんですか、県支出金と納付金との関連はどうなるんですか。

何か新聞報道によると、来年度に納付金は増額するっていうことでそういう報道はされていませんでしたか。減少していますよね。

○健康課長（西村祐一） 事業費納付金の算定に当たりまして、県が算出するのですが、市町村ごとの納付金基礎額算出に必要な医療費指数、被保険者数シェア、世帯数シェア及び所得シェアが本市におきましては、いずれも前年度と比較しまして減少しております。

そういった関係で、事業費納付金は減少しているところなのですが、直接的には県支出金の減少とは関係はないところでございます。

○6番（城森史明） 県支出金は、療養費、要は医療費に対して変動するっていうことですよ。そして、今回の予算は1億ぐらい下がっているんですよ、予算はね。

しかしながら、他会計繰入金で3,000万しか減らないっていう、これはどうしてそうなるんで

すかね。他会計繰入金が3,000万ほどの減収でしたっけ、なぜそこが減らないのか不思議でならんのかな。

○健康課長（西村祐一） 国民健康保険税が、被保険者数が減少するというので、前年度当初と比較しまして2,400万減少しております。それと、県支出金につきましても、ただいま委員から御指摘のとおり、前年度と比較しまして1億0,639万9,000円減少ということになっております。

歳出につきましても、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費、いずれも減少しているのですが、会計の中の総体でその他一般会計繰入金ということで、足りない分を、言えば赤字と見込んでいる分を計上しているところがございます。

○6番（城森史明） 保険医療費も1億近く減少してですよ、それは県支出金で相殺されますよね。そして納付金、これももう支出が2,000万ほど減少するんでしょう。それなのになぜこのその他一般会計繰入金も2,000万しか減らずに、同じ高水準で1億を超しているわけですか。なぜここが減少しないか分からんのですけど、今の状況を考えたら、医療費も減って県支出金と相殺されて、納付金も2,000万ほど減っているのに、保険税もそれは何千万じゃないですか。レベルが違うと思いますよ。なぜこんな他会計繰入金がこんなに高水準なんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 事業費納付金が2,000万ぐら下がっているんですが、1人当たりの事業費納付金は上がっています。その関係でその他一般会計繰入金は2,000万ぐらしか下がっていない状況と分析しているところです。

○6番（城森史明） 分からんですけれども、その辺を精査すれば分かるかもしれんけど、分からんので後で精査してもらってもいいんですけど。

あと保険税が2,400万ほど下がっているということなんですけど、これプラス軽減分の補助は国の繰入金がありますよ。

これと足して考えたときに、ここ3年ぐらどういうふうに変化して、要は税だけで考えていたらじゃなくて、それも軽減分が増えておけばね、それでカバーできているのかということですよ。保険税は当然減少すると思いますけど、それをカバーするために保険税分あるいは国からのあれがあるわけでしょう。それと足して考えたとき、近年はどう変化しているんですか。その足した分も減少しているんですか。

○健康課長（西村祐一） 保険基盤安定繰入金の中で保険税軽減分というのがございます。

被保険者が減少しておりますので、保険税軽減分でもらう額と保険税を足した額も、被保険者数が減っており、保険税率は30年以降変更はございませんので、足した額につきましても減少していることとなります。

○6番（城森史明） その減少幅はどうなっているか知りたいんですよ。

だって減った分も所得の低い層の人たちが減少すれば全体で税収もそんなに減少しないわけでしょう。減少の中に何%の高所得者があるのか、それによって税の減少幅っていうのは違ってくるわけでしょう。だからその辺がどうなっているのかと。後でもいいので、今データがなかったら、教えてください。

○健康課長（西村祐一） 保険基盤安定繰入金の保険税軽減分につきましては、令和2年度につきましては約1億1,760万円で、令和3年度につきましては約1億8,890万円、令和4年度につきましては約1億1,500万円という推移になっております。

○税務課長（鮫島眞一） ただいま6番委員から被保険者の減少幅と国民健康保険税の税額、調定額になろうかと思いますが、そちらの関連性について御質疑がありましたので、お答えしたいと思います。

細かい数字が確定しております令和3年度から過去3年間、令和元年度までの数値で申し上げます。まず令和元年度を基本数字としますと、調定額が約5億1,500万円、令和2年度が4億

8,845万8,000円、令和3年度が4億6,934万7,000円という金額になっております。

これを減少率で表しますと、令和元年度を1としますと、令和2年度が5.2%減になります。水準でいくと約0.95、そして令和3年度が令和元年度を基本として8.9%減少しております、0.91水準となっています。

併せて被保険者の数になります。被保険者の数につきましては、国保が4月から3月まで1年間丸々加入されている方もいらっしゃれば、経過措置の関係で被用者保険から一旦国保になって、また被用者保険に代える短期で入る方々もいらっしゃいますので、人数的な部分が、年間平均的な人数の捉え方をしておりますので、そちらの数字で申し上げますと、令和元年度が5,833人、令和2年度が5,681人、令和3年度が5,582人という数字になってきます。

こちらを率で表しますと、令和元年度を1としますと、令和2年度は人数で152人落ちまして率で2.6%減少しています。令和3年度につきましては、令和元年度と比べると4.3%減少しております。元年度と比べますと251人減少しています。

ただいまの数字でいきますと、令和元年度と令和3年度を比べますと、被保険者数については4.3%減少、調定額につきましては8.9%減少をしておりますので、国保加入の被保険者の減少に比べまして、国民健康保険税の調定額の落ちが大きいと考えております。

分析といいますか、確定した細かい分析はできておりませんが、こちらの原因につきましては、先般から申し上げているんですが、やはり国の政策で、被用者保険への加入を国が進めておりますので、具体的に言いますと、これまでパート従業員等で国保だった方が、制度の基準が変更になりまして、社会保険に移行しているという状況にありますので、ある程度給与所得がある方などが国保から被用者保険等に移られている状況がこの影響になってくるのではないかと思います。

ですので年金もしくは収入のない方が引き続き、国保に残っていると税務課では考えております。

○6番（城森史明） そしたらですよ、国が社会保険に入るのを進めているっっちゃうことで出たら、国保はますますジリ貧になって、そしたらそれをカバーするような国の政策等が必要になってきますよね。

○税務課長（鮫島眞一） 税務課としましても、委員がおっしゃるとおりの状況にありますので、私たちがそのように考えております。

○10番（下竹芳郎） 説明資料の2の(2)の⑥の出産育児費なんですけど、これは先日の産業厚生委員会で聞きました令和3年が6件、令和4年が4件で、令和5年度は9件という数字で、この算出根拠というのを教えてください。

○健康課長（西村祐一） 算出根拠につきましては、過去3年間の件数の平均ということで9件を取っております。

○10番（下竹芳郎） ということは、令和2年は何件だったんですか。

○健康課長（西村祐一） 令和2年度につきましては8件ということになっております。

○10番（下竹芳郎） あれ、これこの前言った令和3年が6件、令和4年が4件というのは、この出産育児費の件数じゃなかったですかね。

○健康課長（西村祐一） 令和元年度から令和3年度までの平均です。令和元年度が14件、令和2年度が8件、令和3年度が6件、これの平均が9件です。

○10番（下竹芳郎） その下の7番の葬祭費なんですけど、令和5年は65件、これの令和2年3年4年の数字は分かれますか。

○健康課長（西村祐一） 葬祭費につきましては、平成29年から令和3年度の5年間の平均で計上しております。平成29年が50件、平成30年が54件……。平均ではなくて平成29年から令和3年度の状況を見て65件ということで見込んでおります。件数につきましては、平成29年度が50件、平成30年度が54件、令和元年度が48件、令和2年度が43件、令和3年度が53件という状

況になっております。

○10番（下竹芳郎） これは74歳以下の国保加入者ということですよ。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員の御指摘のとおりでございます。

○9番（立石幸徳） 国保会計については、先ほどあったように、現在この医療保険制度、国保も含めて制度改正というのは、非常に目まぐるしい。その制度改正がもう毎年のごとくいろいろと出されてくるわけですね。

そこで考えなきゃならんのは、なかなかずっと推移をいろんな過年度の流れを見てもその分析が制度改正がそこに入っていますので、分析の仕方が非常に難しい面があると思うんです。

今度のその全体的な一般会計繰入金、1億1,375万8,000円出しているんですね。これは健康課としては、なぜこれほどの繰入れが発生しているというふうに分析しているのか、つまりかつてその他一般会計繰入金っていうのは、費目的には歳入欠陥補填収入ちゅう形で、歳出額に対しての、歳入額が不足する分を計上していた。

それを2年ぐらい前ですか、その費目をもう歳入欠陥補填というんじゃなくて、一般会計からの繰入れで年度当初から計上するようになってきているんですけどね。

今度の5年度分については、全体的に1億1,000万ぐらいの繰入れが発生した要因はどこにあると見ているんですか。

○健康課長（西村祐一） 県から事業費納付金が算出されて、それについては歳出で県に納付している分になるんですが、端的に申しますと、この事業費納付金と国民健康保険税のバランスが取れていないことから、こういった形でその他一般会計繰入金で計上しているところがございます。

○9番（立石幸徳） この事業費納付金については、私自身が昨年12月議会のこの国保制度の一般質問に関して、その時点では県は11月に仮の算定を行いますので、そのときの金額と実際最終的に確定した今度出ている納付金と、数十万ぐらいの差額だと思うんです。大体出ているその仮算定の7億6,000万ぐらいが今回確定の算定と。

ただその中で、先ほど課長の説明に医療費指数が下がっているという説明があったかと思うんですけどね、この医療費指数は実際幾らの指数が出ているんですか、対前年比と比べてどれだけ下がっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 令和5年度の算定の基になった医療指数と令和4年度と比較しまして、枕崎市におきましては、0.00375約……。

○9番（立石幸徳） それは差額ですか、実数を2か年言ってくれませんか。

○健康課長（西村祐一） 令和4年度につきましては約1.28969となっております。令和5年度につきましては1.28593となっております。

○9番（立石幸徳） それで鹿児島県の納付金算定の在り方は、いわゆるこの医療費指数に用いるアルファ・ベータのアルファを1ということで、県下43自治体、医療費指数は全て、納付金を算定する場合に、医療費の違いはそのまま反映させるような仕組みになっているわけですね。だから当然医療費の高いところは、納付金が上がってくるわけですよ。

今全国的にはそれぞれの都道府県内、もう同じ保険税を決めようということで、医療費指数も何も関係なくやっている都道府県もあるわけですけど、鹿児島県の場合は、それぞれ医療費の高いところには高い税金がかかるような仕組みになって、今度下がってその分の納付金への影響は、対前年の医療費分の納付金を持ち合わせていませんけど、どうなっているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 令和4年度の事業費納付金は枕崎市では約7億8,557万円。令和5年度につきましては7億6,475万円となっております。差額につきましては約2,081万5,000円の減となっております。

○9番（立石幸徳） それはもう前の年の予算書を見れば分かるので、私が聞きたいのはそのう

ちの医療費分の関係ですよ、医療給付費分。

○健康課長（西村祐一） 医療給付費分につきましては、令和4年度が約5億9,408万9,000円、5年度につきましては約5億6,512万5,000円となっております。

○9番（立石幸徳） 以前触れたかと思うんですけど、5年度から国が、いわゆる保険者の努力支援、これを大幅に見直して、この支援を減らすと。

保険者努力支援を国は大幅に下げるといって、その支援額を減らしてきていると思うんですが、その影響は本市にはどの程度出ているんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） この保険者努力支援制度につきましては、令和4年度に令和5年度の算定のための資料を県に提出しており、令和5年度の交付金も確定しております。

○9番（立石幸徳） その資料を提出した時期には、いわゆるこの保険者努力支援の5年度減額は決まっていたんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） その時点では、保険者努力支援制度の交付金を減額するというのは、まだはっきり確定しておりませんでした。

ただ一応点数での配分になりますので、結局大元が削減されれば、各市町村への配分額も減額になるという認識であります。

○9番（立石幸徳） だから今度5年度分の1,400万ぐらいの額には、その影響は出ているんですか、出ていないんですか。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 昨年度と比べまして、交付額は下がっておりますので、影響は出ていると認識しております。

○9番（立石幸徳） 幾らぐらいになっているんですかね。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 55万程度下がっております。

○9番（立石幸徳） 取りあえず保留します。

○8番（豊留榮子） 先ほども質疑がありましたけれども、保険税のことについてなんですが、これが年間の所得税によって、ランクがあってみんな納税していくんですけども、これが75歳になるともう自然と国保から離れて、後期高齢者になってしまうということになるんですよね。

そういう点では、今後本当にこのままでは、国民健康保険っていう制度自体がなくなってしまうんじゃないかと、先ほど言われていましたけれども、やっぱりこれは本当にもう少し市民のために真剣にこの調査をしていただいて、県や国への要望も本当にしてほしいと思いますね。

国民健康保険ですけれども、今のところは滞納者があんまりいないようなんですけれども、これが75歳になっていくとみんな、どんどんどん高年齢が増えるんで、国保からいなくなりますよね。

先ほどお話に出ていましたけれども、若い方たちもアルバイト生活とかそれをしていて、国保に入っているけれども、今度勤め始めると国保から抜けていくっていう感じで、本当に国保のもう少し本当に真剣に考えないといけないんじゃないかなと思うんですが、市はどんなふうに考えていらっしゃるのか聞きたいと思います。

○税務課長（鮫島眞一） ただいま8番委員からお話がありまして、国保における状況というのは、8番委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほどおっしゃられたパート労働者の方々も、被用者保険に移る仕組みになってきておりまして、収入のない方、あと年金生活者の75歳までの方という方が増えているというか、残ってきているという状況になってきております。

全国市長会でも国に国保の運営制度についての要望等も毎年行っておりますので、引き続き同様な形で要望、要請をしていきたいと考えているところです。

○9番（立石幸徳） あと後期のところでいろいろお尋ねもしたいと思っていたんですけど、つ

まり各被用者保険もだし国民健康保険もだし、医療保険制度がいくつか何本かあるわけですね。

ただ、ここへ来て全世代型の日本の社会保障ということが言われ出した。これは別に、今までは医療保険制度も一本化しろという声もあったんですが、ここへ来て全世代型の社会保障を進めると。それは何かといえば、具体的に言うと、さっきから出た出産育児の一時金ですね。これは四十数万円を50万円に8万円ぐらい引き上げると。この財源にいわゆる後期高齢者の保険料を回すと。つまりこれは私は画期的なことだと思うんですよ。

何が画期的かということ、これまでの社会保障ちゅうのは、若い世代が高齢者を支援するという、日本社会保障の仕組みだったわけですよ。ところがここへ来て逆に75歳以上の高齢者が若い人の出産に支援をします。これがまさしく全世代型の社会保障ということになっていくと思うんです。

そのときに細かい話は国保はどうするのかということになるんだろうと思うんですけどね。そういう、もう全世代型の社会保障に国は進んでいますので、そこをきちっと見据えた上でいろんな制度の在り方、そして枕崎市の国保あるいは後期高齢の制度、そういうものを検討しないといけないと思うんですけども、健康課で後期高齢者の一応窓口にはなっているんでしょうけど、実際この後期高齢の場合は、広域連合会でやっているわけですが、そういう全世代型の社会保障という意味では、この現場ちゅうんでしょうか、一番窓口にある健康課では、そういう方向性についてはどういう認識をしているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が今後また施行されていくと考えております。

ただいま委員から御指摘があったとおり、この改正の趣旨におきましては、全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入等が行われることとなっております。

この主な目的につきましては、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直しになっていると思うんですが、そういった形になったときに、国保も事業費納付金の中で後期高齢者支援分というのもございますので、そことの公平性も今後図られていくとは考えているところです。

○委員長（中原重信） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時39分 再開

○委員長（中原重信） 再開いたします。

○8番（豊留榮子） 税率に関してなんですけれども、国保税の。国保税も後期高齢者もそうなんですけど、この税率をね、市単独で下げるってことはできないんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 8番委員から、国民健康保険税の税率の引下げについてのお尋ねがございましたが、現在の枕崎市における国民健康保険の財政状況を鑑みますと、引下げの部分につきましては、厳しい状況にあるかと考えております。

○8番（豊留榮子） 税率を決める自体なんですけれども、これ市で決めることができるのか、それとも県の意見を聞かないとできないのか、それはどうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 事業費納付金の算定に当たりまして、県のほうが標準保険料率ということで示しております。

ただ、本市がその税率を採用しているかといえば、採用はしていなくて、市単独で税率を決めて、所得割、均等割、平等割、それぞれ県が示している標準保険料率よりは、今現在、低い税率となっております。

そういった関係で、その分低い税率で税を徴収しておりますので、事業費納付金の算定に当たって出された標準保険料率より低い額ですので、その他一般会計繰入金で補填している状況でござ

ざいます。

○8番（豊留榮子） 現在はこの一般会計からの繰入れがまだ活用できるんですけども、国が言っているのは、もうその一般会計からの繰入れをやめなさいってことを前から言っていますよね。そういうことを考えると、何かもうみんなが納めやすい税率っていうのはできないものかなっていつも思っているんです。そういう点はどうなのでしょう。

もう一般会計の繰入れをやめてしまったら、国保税を上げるしかないですよ、また。

今回は何かいろいろな要望があって、県に要望したり、国に要望したりして抑えることができたんですけど、来年度からまた分からないですもんね。

この点では、本当にみんな医療費も払えない、国保税も払えないという人が増えてくると、これまた困るなあと思ひまして、お尋ねします。

○健康課長（西村祐一） 本来の国民健康保険の制度面から申せば、国保財政は、被保険者の税金と国との負担金で成り立っておりますので、それで不足しているのであれば、本来は税率を変えてしなければならないといった原理原則になっていると考えております。

ただ、現在の状況を踏まえればなかなか厳しい状況があるのかなとは考えているところなんですけど、この間も国保の補正のときでしたかね、答弁させていただいたんですけども、2月7日に市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会を開催いたしまして、健康課と税務課で検討いたしましたシミュレーションを示して協議を行っているところです。

そういった中でも意見といたしまして、先ほど私が申し上げたこと、あとは一般会計からの負担が続くとまちづくり財源に大きな影響を与えるのではないのかといった意見。逆に、国保加入者の所得状況は令和3年より4年は厳しくなっているといった意見。コロナ禍、物価高といった中で、所得が減って国保税が下がる部分もあるかもしれませんが、ここを税率が改定されれば負担が大きくなっていくので、そういった状況も勘案してもらいたい。

あとは税率を改定して税率が上がったときは、ただいま委員も御指摘がありますとおり、収納率が逆に減少して、また財源が足らなくなるのではないのかといった意見、こういった意見を市長にお示ししまして、最終的には市長が国保税率改定については判断されると考えているところです。

○副市長（本田親行） 国保税率の改定につきましては、平成30年にその時点で6,000万円という不足額を見込んで、半分負担の激変緩和を2段階で図るということで、令和5年度までに2回目を行うといった方向で改定を行ったところですけども、健康課長も申しましたけれども、国民健康保険制度については、税と国の負担金で賄うものが原則でございます。

その点を踏まえますと、現実的に不足しておりますので、税率の改定を行わなければならないところですけども、決算見込みでも6,000万円程度、当初予算でも1億超える不足額が出ておりますので、その辺の状況等も踏まえて、8月の本賦課に向けて、さらに新年度で令和4年の所得を当てはめてシミュレーションするなど、それまでに検討を進めなければならないということにしております。

現段階において、その結論というのは出ておりませんが、検討を進めていきたいということで施政方針の中でも市長も申しているところでございます。

○8番（豊留榮子） 分かりました。

当局がね、努力されている様子は分かります。もうこれ一番大事なのはやっぱり国に対して足りない分はもうちょっと出せって要求してほしいと思います。市長にお伝えください。

○12番（東君子） やはり自分も国保税の高さに悩まされているんですね。これが非常に不平等っていうか思うのが、本当に自分は健康指導員としてずっと長年やってきているんですけど、この保険証、病気で保険証を使うということ、これはもう本当、全く記憶にないぐらい病院にはかかりません。風邪も引きませんし。

なぜ病院にかからないかというのは、やはりいろいろ健康面で日頃の生活、気を使っているわけですね。それで、やはり保険証を使うことがないんですね。そしたらそういう方々が高い税金を払わなければいけないところが非常にもうやっぱりえーっていうふうに思うんですが、健康に気遣って病院にもかからない方々に対して、何か市として特典というものは考えていらっしゃらないのでしょうか。

○副市長（本田親行） 国保に限らず、市民全員が健康には配慮して医療費を抑えるというのは非常に大切なことだと思います。保険制度そのものが相互扶助の制度でございますので、突然、健康でも病院にかかることもあられると思います。そこは保険制度自体が相互扶助であるということをご理解いただきたいと思います。

○12番（東君子） はい、引き続き健康管理に気をつけて頑張っていきたいと思います。

○4番（沖園強） 1人当たりの保険料の調定額といたしますか、前年度は8万5,981円だったかな、県下19市で8位だったんですけど、今度の調定額はどのような見通しが立っているの。

○税務課長（鮫島眞一） 令和4年度の1人当たり調定額は7万9,869円となっております。

○4番（沖園強） 県下の状況と比較したのはいないの。

○税務課長（鮫島眞一） 県下の状況につきましては、令和4年度につきましては、現在まだ年度末を迎えておりませんので、集計が県でもできていないということになっております。

○4番（沖園強） 保険料が高いのか、低いのか、その辺の判断基準としては、やっぱり議会の場でも広く公表すべきなんですけど、そうすると、特に保険税等に関わってくるんですが、先ほども出ました軽減世帯に対する基盤安定ですよね。その部分で軽減被保険者数といたしますか、今年度は4,988人か、前年度より300人程度減っているんですけど、保険者数はですね。そのうちに、軽減被保険者数は7割・5割・2割の部分はどうなっているんですか。保険者数に占める割合は何%なのか。

○税務課長（鮫島眞一） 令和4年度の本課税の時点の数値になります。

医療給付分につきましては、割合が軽減の全体割合としては69.3%の方が軽減対象の方になっております。介護給付分につきましては、62.4%の方が軽減対象の方となっております。

○4番（沖園強） 7割・5割・2割の人数は分かっていますか。

○税務課長（鮫島眞一） まず、医療給付分につきましては、7割軽減の方が36.1%……（「人数は分かっているの、世帯数は」と言う者あり）、個別世帯につきましては、現在お伝えできる数字を持ち合わせておりません。（「パーセントでいいです」と言う者あり）7割軽減が36.1%、5割軽減が18.4%、2割軽減が14.8%となっております。

介護分につきましては、7割軽減が36.3%、5割軽減が13.6%、2割軽減が12.5%となっております。

○4番（沖園強） 3年度実績で軽減世帯が78%だったんですね。今回、保険税軽減分が1億1,890万と。軽減世帯割は減って、保険者数も減った。保険基盤安定の分の繰入金は増えた。これどう理解すればいいのかな。

○健康課長（西村祐一） 今回の令和5年度の当初予算におきましては、令和4年度の保険基盤安定繰入金の実績予定額で計上しております。4年度につきましては、3年度ということになっておりますが。

○4番（沖園強） すみません、減っていますね、4年度よりね。分かりました。

説明資料24ページの総務費の関係ですけど、当初予算ベースで令和3年度の総務管理費が1,039万6,000円、令和4年度が4,597万6,000円、そして今回、令和5年度の当初が1,642万5,000円となっているんです。この総務管理費の変動があるのは何なの。

○健康課長（西村祐一） 令和4年度につきましては、市町村事務処理標準システム導入に係る経費、これを3,562万円計上しておりました。5年度につきましては、もうその導入経費は要ら

なくなるんですけども、ただ今度は同システムの保守費用ということで631万円計上しております。その関係でそういった変動になっていると思います。

○5番(禰占通男) 先ほど保険料、最初に説明ありましたけど、保険料では、1人当たりの保険料必要額というのは本市はどうなっているんですか。

○健康課長(西村祐一) 1人当たりの保険税の必要額、令和5年度につきましては11万7,544円ということになっております。

○5番(禰占通男) そうすると、県が発表した分では6市町村ぐらい4年度分に対して5年度分は減っているところが本市も含まれているんですけど、最初の説明で保険料としては7万9,506円だったですかね、299円ぐらい4年度に比べて上がっているという説明だったんですけど、その点についての必要額は入っているのに、1人当たりの保険料が上がるというのは、どのような理由でそうなるんですか。

○健康課長(西村祐一) 1人当たりの保険税必要額につきましては、事業費納付金から算出しております。枕崎市の保険税につきましては、市の税率で算定しておりますので、そういった違いで保険税必要額、前年度と比べて610円減少しているんですが、そういった形でその違いというのは出てきていると考えております。

○5番(禰占通男) 枕崎市はこの必要額としては610円、4年度より減っていると。県内見ても、長島町が3万4,000ぐらい上がっていますよね。この差っているのは何ですかね、桁が違い過ぎて。

○健康課長(西村祐一) 詳細については分からないのですが、長島町の中で多分高額な医療がその期間中に出てきた関係で、そのような3万4,323円ですかね、長島町は増えているのではないかと推察しているところでございます。

○5番(禰占通男) 先ほどもありましたけど、この保険者努力支援分、これって本市は県内での程度の位置にいるんですか。支給分として各市町村対象になっていると思うんですけど。額でもいいし、県内の順位でもいいから、どの辺に位置するのかなということ。

○健康課主幹兼保険医療係長(川野優治) 保険者努力支援制度の交付金の年度ごとの金額を申し上げます。

令和元年度が1,080万9,000円、令和2年度が1,129万7,000円、令和3年度が1,080万8,000円、令和4年度が980万9,000円、令和5年度が925万3,000円。

19市中の点数の獲得順位を申し上げます。令和元年度、19市のうち5位です。令和2年度19市のうち6位、令和3年度19市中9位、令和4年度19市中14位、令和5年度19市中16位となっております。

○5番(禰占通男) そうすると、今までこう下がってきたやつが増えたということですよ。

○健康課主幹兼保険医療係長(川野優治) 令和5年度につきましては、令和4年度より金額が下がっております。順位についても19市中14位から16位に転落しているところでございます。

○5番(禰占通男) それについての何か理由というのはあるの。

○健康課主幹兼保険医療係長(川野優治) 保険者努力支援制度の評価指標がありまして、その中の点数配分が大きいのは、法定外繰入れと高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組が評価項目に入っておりますので、そこで枕崎市は点数を取れていない状況になっており、そこが一番の要因かと思っております。

○5番(禰占通男) もう一つ、この出産に対しての今年度の出産費用が増額になったということと、保険者に対してのこの保険料の減額とか何かは決まっていらないんですか。

○税務課長(鮫島眞一) お尋ねの出産に伴う国保料の減額は、産前産後の国保料の免除のことをお尋ねのことかと思えます。立石委員からの一般質問でも質問があり、答弁した部分と重複する部分がありますけれども、出産時の保険料負担につきましては、厚生年金、健康保険、国民年

金はもう既に同様の免除制度のほうがございます。

それに倣う形で、国民健康保険料保険税についても、負担軽減を求める声がありまして、現在、国会で審議が行われております。

具体的には、先行しております国民年金保険料の免除と同様な制度の内容が想定されておりまして、出産する女性に係る産前産後期間相当分原則4か月の部分につきまして、均等割と所得割を対象に免除する措置を講じる内容が国会に提出されている形になります。

先行しております国民年金の産前産後保険料免除の内容につきまして、少し御説明させていただきますと、死産、流産、早産を含めて、妊娠85日4か月以上の出産で、出産予定の日、または出産日が属する月の前月から4か月間が対象となっております。

○5番（禰占通男） 末尾の資料によると、国保についてはあまり対象者がなさそうですね。

○健康課長（西村祐一） 出産育児一時金につきましては9件と見込んでおりますので、ただいま委員から御指摘があったとおりにかと思っております。

○5番（禰占通男） 参考にですけど、社会保険の場合はどういう対応になるんですかね、そういうのは何か来ていないんですか。同じような対応になるのかどうなるのかと、その点については。

○税務課長（鮫島眞一） 社会保険の対応につきましては、現時点では把握をしておりません。国民年金保険料分のみ、先ほど申し上げた答弁内容で承知しているという形になります。

○2番（眞茅弘美） 説明資料の特定健康診査等の実施に係る費用のところですけども、令和5年度は受診率目標60%としてありますけれども、令和4年度はどのくらいだったのでしょうか。

○健康課長（西村祐一） 特定健診の状況ということですが、集団健診につきましては、6月下旬から7月にかけてまして、あと9月の下旬に行っております。今年度の集団健診の受診者につきましては956人で、昨年度が955人だったので、1人だけですけど増えている状況です。

被保険者数については減少しておりますので、この集団健診に係る受診率というのは、増えている状況かとは思いますが、集団健診のほかに個別健診、あとは情報提供で人間ドックで検査された方の情報提供でもらっているんですが、この見込みが少なくなるのではないかとということで、令和3年度につきましては、受診率は45.5%だったんですが、4年度の想定としては1.5ポイント減の44.0%で見込んでいるところでございます。

○2番（眞茅弘美） この特定健診の受診率が半分もいかないっていう数字が出ているんですけども、人間ドックとかそういう健診もございしますが、こういう健診を増やすには、今後どういう努力をされていけますか。

○健康課長（西村祐一） 令和3年度から健診を夜間に実施したりとか、土曜日、日曜日で実施したりとかそういった形で、なるべく受診者数の増ということで努力はしているところでございます。

○2番（眞茅弘美） そのような形で、周知を広げていただきまして、病気の早期発見、そしてまた、医療費を抑えることにもつながりますのでよろしくお願ひします。

○議長（永野慶一郎） 特定健診の受診率で私、結構毎回聞くんですけど、健診を受けた方と受けない方の医療費が、月でいうとやっぱり2万六、七千円違うというデータがあったと思うんですけども、目標が以前50%とかだったもんですから、もう60%とかに受診率が当初ベースで上がっていますが、44%ぐらいに落ち着くのかなという答弁があったんですが、夜間に健診をしたりとか、いろんな努力はされていると思うんですが、やっぱりそういった点も踏まえて、もうちょっと周知とか、以前土日に開催したことはなかったですかね。休日にたしかそういったのもあったと思いますが、今はされていないですか。

○健康課長（西村祐一） 令和3年度から夜間と土曜と日曜、それぞれ1日だけですが実施しております。

○議長（永野慶一郎） 今2番委員からもあったように、そういったふうに早期発見で病院に通って、重症化する前に、その予防には必ずつながっていくと思うので、やっぱり国保税の医療費の抑制という面では努力して、まずは50%を超えていただけたらなと今思いながら聞いたとこでございました。

あと国保税の負担のところは、先ほど委員からもあったんですが、病院に行く人も行かない人もってというのはそういった御意見もあるかと存じますが、国保以外の方でも、やっぱり一般会計からの繰入れってというのは、それも国保の加入者以外の方も国保税の負担をしているわけですから、先ほど副市長が相互扶助ということがございましたが、やはりみんなで支え合っている国保であると思いますので、そういった点では、また努力を重ねていただきたいと要望しておきます。

○9番（立石幸徳） 私は、国保と後期高齢の中で1点ずつですね。

国保関係では今出ている繰入金の財政安定化支援事業、これも5,200万ぐらいですね。繰入れとしても結構大きな額なんですけど、財政安定化支援事業の現在の算出根拠、これはどうなっていますかね。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 国保財政安定化支援事業の中身につきましては、まず1点目が被保険者の応能割、保険料税負担能力が特に不足しているということがあります。あと高齢者が特に多いということになっております。

構成割合につきましては、被保険者の応能割、保険料税負担能力が特に不足していることが78%、高齢者が特に多いことが22%になっております。

○9番（立石幸徳） 高齢者が多いことでの負担というと、これはもう少し詳細に言うと、どういう形で計算をされているんですか。

当然高齢者が多ければ、病院にかかる割合が多いだらうということで、安定化支援事業で交付されてくるんでしょうが、高齢者が多い割合ってというのは、もう少し厳密に言うとうるい形で積算しているんですか。

○健康課長（西村祐一） 高齢者が特に多いことの算出につきましては、1人当たりの差額に高齢者被保険者数を掛けまして、さらに高齢者被保険者数の割合による補正をかけまして、その11.01%の80%ということになっております。

本市の場合、計算式で申し上げますと、2万2,000円掛ける3,772人掛ける1.248掛ける11.01%掛ける80%で912万2,000円と算出しております。

○9番（立石幸徳） それで制度上75歳以上は後期高齢者医療保険になるわけですね。

今説明のあった高齢者が多いってというのは、国保の場合の安定化支援事業では、75歳以上は除外しているんですか。

○健康課長（西村祐一） 高齢者被保険者数につきましては、60歳以上75歳未満ということになっております。

○9番（立石幸徳） 今度は後期高齢者の制度改正がもう制度設計が出来上がっているんですよ。実際上は令和6年度、5年度じゃなくて1年先の6年度から後期高齢者の負担増と、増えるという形で一般質問でも一応聞いたんですけど、枕崎市における制度改正の影響、これをもう少し最後にちょっと細かく教えていただきたいと思います。

○健康課長（西村祐一） 委員の一般質問のときにも答弁しておりますが、重複すると思いますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等一部改正案につきまして、政府が2月10日に閣議決定をいたしまして、国会に提出しているところでございます。

これにつきましては、この制度改正に当たりまして、被保険者の約6割を占めます年金収入153万円相当以下の被保険者に対し、医療費自然増分を除きまして、制度改正の影響が及ばないよう配慮するため、賦課限度額の引上げと所得割率の引上げで賄うこととしております。

このようなことから、所得割を負担している約4割の方が負担増ということになります。なお、この負担増となる方につきましては、激変緩和措置が設けられておりまして、賦課限度額につきましては、令和6年度から7年度の2年間にかけて段階的に引き上げまして、所得割率につきましては、被保険者の約12%が該当します年金収入153万円から211万円相当の方は、6年度につきましては医療費自然増分に伴う負担増にとどめまして、制度改正分の負担増というのは、令和7年度から反映されるということになります。

○9番（立石幸徳） だから年金収入211万以下は一応6年度については、負担増が発生しないように対応すると。

そこで今年度の3月末に例年国保についても、いわゆる賦課限度額の限度額引上げ日切れ法案でもって、これいつも専決処分に対応するんですけど、今度は医療費関係の賦課限度額は、4年度末には幾らぐらいずつ上がっていくようになっているんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 国保税の賦課限度額は104万円になる予定となっております。

○9番（立石幸徳） 各明細といたしましょうか、それを教えてください。

○税務課長（鮫島眞一） 基礎賦課分医療分につきましては、増減なしの65万円となっております。後期高齢者支援金等の賦課分につきましては、現行20万円が2万円引き上がりまして22万円となります。介護納付金分につきましては、増減なしの17万円を据置きです。合計で現行102万円が2万円引き上がりまして、104万円となります。

○9番（立石幸徳） 要するに後期分だけが限度引上げと、こういうことになるということですね。

○税務課長（鮫島眞一） そういうことになります。

○9番（立石幸徳） これは例年のように今年度末に日切れ法案ということで出て一応専決処分をします。今度の最終本会議で、そういうことの当局からの説明があるということふうにご考えればいいですか。

○税務課長（鮫島眞一） 現在そのようなことを想定して作業を進めているところでございます。

○13番（清水和弘） 前田市長に替わって血圧計を何か所かに設置したと思うんですけど、結果、設置したことによる活用状況、それと本市の住民の場合、血圧の高い人が多かったと思うんですけど、その効果はどのように出とるんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員から御質疑がありました、高血圧対策事業ですが、こちらは国保ではなくて一般会計で取り組んでいる事業でございまして、委員からの御指摘のとおり、当初100台程度を市内の公共施設とかコンビニ、居酒屋、パチンコ屋に設置したところでございます。これにつきましては、令和2年当初から新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まりまして、今現在は撤去しているところでございます。

○健康課長（西村祐一） データの集計状況につきましては、健康課参事から答弁いたします。

○健康課参事（森智賀） 血圧計を設置して、そのデータにつきましては、分析を鹿児島大学に依頼をしてありまして、詳細な部分は今日は手元にないところです。

今市内各所に血圧計の設置ができなくなりましたので、それを家庭血圧計を配付するという事業に変更しておりまして、それがまだ浸透していないところですので、今後またそちらの広報をしていきたいと考えているところです。

○委員長（中原重信） 13番、この件については一般会計ですので、終わっていますので。

ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（中原重信） 異議がありますので、挙手により採決いたします。
議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。
[賛成者挙手]

○委員長（中原重信） 挙手多数であります。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
お諮りいたします。
次に、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。
[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（中原重信） 異議がありますので、挙手により採決いたします。
議案第9号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。
[賛成者挙手]

○委員長（中原重信） 挙手多数であります。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時31分 再開

△議案第10号 令和5年度枕崎市介護保険特別会計予算

○委員長（中原重信） 再開いたします。
次に、議案第10号令和5年度枕崎市介護保険特別会計予算を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第10号令和5年度枕崎市介護保険特別会計予算について御説明いたします。
議案末尾の説明資料を御覧ください。

令和5年度の介護保険特別会計予算の総額は29億9,356万円で、令和4年度当初予算額より約0.4%、1,185万1,000円の減となります。

歳出予算の主なものは、総務費5,163万6,000円、保険給付費28億4,486万8,000円、地域支援事業費9,655万1,000円、諸支出金50万4,000円などであります。

なお、保険給付費につきましては、第8期介護保険事業計画における第3年度の給付見込みをベースに、令和4年度の利用状況も勘案した給付費総額を計上してあります。

以上の財源として、支払基金交付金7億8,621万5,000円、国庫支出金7億5,297万7,000円、繰入金5億1,450万8,000円、保険料4億9,586万9,000円、県支出金4億4,365万3,000円、諸収入ほか33万8,000円で措置いたしました。

以上、概略申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（中原重信） それでは審査をお願いいたします。

○6番（城森史明） 先ほどの国保の件で出てきたんですが、事業者努力が、その中に介護保険というのが第2に含まれているってことです。それで県内の順位がどんどん下がっているんですよ。そのどういう事業者努力に対して、どういう位置を占めているんですか、その介護何とかっていうのは。

○福祉課長（福永賢一） 予算資料の8ページの歳入の中の目5の保険者努力支援交付金のことになるかと思われませんが、前年度に比べて87万4,000円が予算上減っている状況です。

保険者努力支援交付金につきましては、令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるために、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険努力支援交付金が創

設されて、介護予防や健康づくり等に資する取組を重点的に評価することによって、配分基準のめり張りを強化しているところです。

その関係で、これについてはいろんな取組状況についての自己評価を保険者がするというところで、国に対して報告して、それが国の予算の配分によって交付金が決まるという内容になっているところです。

例えば、その主な指標については、P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化でありますとか、ケアマネジメントの質の向上でありますとか、多職種の連携による地域ケア会議の活性化であるとか、介護予防の推進とか、介護給付適正化事業の推進とか、要介護状態の維持改善の度合いとか、それぞれの指標に基づいて自己評価をして、国に報告して、そこで全国的な中で枕崎がどの位置ということでの配分が決まって、それが歳入になります。

○6番（城森史明） その自己評価っていうのは何なんですかね。その客観的な評価で大体そういうのはするんですが、自己評価でそういうことに決まるっちゃうのは、何かあれと思うんですが、その中で本市はですよ、要介護認定率も非常に低くて、介護予防に関しては、てげてげ体操ですとかやっていて、その結果、要介護認定度数になるわけでしょう。

だから、そういう意味では県内でも要介護認定比率ですか、これは低い自治体になると思うんですが、その辺の評価がされていないっちゃうことですか。

介護予防ですよ、この努力っていうのは。特に介護予防に関してされているというのに、私が思っているものと自己評価が全然違うんですよ。20%も減少しているわけでしょう、今回。その辺のところはどこにずれ違いがあるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 要介護認定率の数値がその指標になるのではなくて、そうするためにその取組をやっているということについて、そのほかにもいっぱいあるんですが、その中の一つにはそういう取組をやっているということで、例えば5点とか、10点とか、そういうふうに点数をつける、丸をしたらそこに点数をつけるという合計点の集計でいきますので、その中の一つにはそういった取組をやっているということは入るんですけども、それが大きな得点になっているというわけではないということです。

○6番（城森史明） 逆に私はこの努力義務がね、あまり重きを置いていないんですから、さっき言ったその結果として要介護認定者率が下がっているわけでしょう。それが一番大事なことじゃないんですか。

何か課長はそれは違うみたいなことを今さっきおっしゃられましたよね。

介護予防を行って、結果的に要介護認定比率が下がる。それが一番成果として、結果として現れているんじゃないかって、今まで思っていたんですよ。

○福祉課長（福永賢一） 先ほどの答弁の中で、決してそれに重きを置いていないということで答弁したわけでは決してございません。

当然、要介護認定率が低いということは、他市に比べて、本市のある意味、自慢すべきといえれば手前みそになりますけれども、本市の特色として、評価されるべきものだと私どもも思っています。

ただ、国が交付金を配分するに当たって、この交付金を採点する部分において、国の基準で決められたものに対して、こちらで答えるということでの、そこに点数がつけられていくということの、先ほど6つぐらい指標を申しましたけれども、それぞれに点数が配分されている形になっておりますので、認定率が低いことだけが高くこの交付金の中で評価されているわけではないという、全体的な評価の中の一つになっているということで御理解ください。

○6番（城森史明） 要は、介護の目的は健康で長生きするっていうことが一番大事なことで、それが目的なわけで、そういう意味では介護予防が優れたところにお金がたくさん入るっていうことになっているっちゃうことでは。

だけでも、これはどうでもいいんですけど、まず仕組みは分かったんで、その介護予防というのを本市は活発にやっていると思うんでね。

てげてげとかそういう意味で、今まで評価はされているわけですよ。ですから、そういうことでますます頑張ってください。

○9番（立石幸徳） 今出た保険者努力支援、先ほどの福祉課長の説明で、令和2年に創設と、介護保険がスタートしてちょうど23年目、令和2年ったら、二、三年前ですよ。

私は非常に制度開始からすると、かなり遅いちゃうか、遅れてこういう保険者努力つちゅうのが出てきたような感じを持つんですけどね。

まず、その令和2年にこういった保険者の努力支援を制度化したその目的といいましょうか、それはどうしてこういったものが出てきたんですか。

○福祉課長（福永賢一） 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援、あと重度化防止に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、こういったPDCAサイクルによる取組が制度化されたことがきっかけと把握しております。

○9番（立石幸徳） 趣旨そのものはもう大事なことだと思うんですけども、その制度をスタートして20年ぐらい来る中でな、そういうものを改めて何か各自治体の、何て言うんでしょうか、むちを入れるような気持ちで、それが今6番委員が先ほども言ったように、本当の意味で介護予防あるいは介護保険制度を各自治体がいい形にするための俗に言うインセンティブになっているのかと。

こういう制度があるよと、頑張ればそういうふうにして、国も認めて、いろいろそのためにもまた支援があるよという、何かもうちょっとこう各保険者の意欲を駆り立てるようなものじゃないかと受け取るんですけどね、これは努力をすればどこまでこういう支援金が出てくるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 令和4年度の国の予算で400億円となっております、令和5年度も同様になりますが、保険者機能の交付金の見込額として、県全体では4億3,000万円程度が配分される見込みであると県が集約しているようです。

確かに委員がおっしゃるように、インセンティブ、保険者の努力に応じて財源の交付をすることではありますが、一応この財源の充当につきましては、保険給付費や地域支援事業費等に充当して、その分保険料負担が減る、いわゆる被保険者に還元されるものということになっておりますので、その分で保険料負担の軽減にも対応できているのかなと理解しております。

○9番（立石幸徳） もう意見、要望になっていきますが、もう少し、国県にもですよ、せっかくのこういう支援をする制度であれば、先ほどから6番委員も言われるように、介護認定者がこだけ実績として減りましたよとか、そういうものをきちっと、実績に基づいたその支援の在り方を構築していただきたいというのは、やっぱり市からも国県に声を上げていただきたいと、もうこれ要望しておきます。

○8番（豊留榮子） 25ページの認知症総合支援事業費についてなんですけれども、今回その認知症の初期集中支援チームの研修、それと認知症地域支援推進員の研修というのがあるんですが、この中身を教えてください。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 認知症の総合支援事業の中に認知症初期集中支援事業と認知症地域ケア推進向上事業がありまして、初期集中支援チームは、認知症が疑われる方だったり、あと認知症の症状があっても医療とか介護につながっていない方とその家族を早期の段階から支援するという事業で、通常の相談業務とはまた別に、チームで相談に当たりますよということで、保健の職種と社会福祉の職種とその中に医師も入っております、訪問した後にチームで会議を開いてその方の支援の方向性を決めていくというものになります。

今回、研修の受講料が入っているのは、チーム員の異動があったり、チームの中にも職員だけでなく、医療機関の社会福祉士の方にも入ってもらってまして、その方が研修をまだ受講され

ていないので、その方に受講していただく予定としています。

また、認知症の地域支援推進員は、認知症サポーター養成講座であったり、認知症カフェを開催したり、地域で働く介護職の方への認知症の向上の働きかけをする職種なんですけれども、今、包括支援センターに2名配置されていますが、人事異動も考えられるため、一応、また新たに受講してもらおうということで、研修費を上げております。

○8番（豊留榮子） その中身のことは以前お聞きしましたね。

交代するごとにこういう研修を新しい方に受けてもらうということなんです。

それでは、例えばその認知症が疑われる、この人はって思われる方とはどういうところで向き合うんですか。どうして発見できるんですか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 初期集中の対象の方ですかね。（「はい」と言う者あり）

対象の方につきましては、相談が包括支援センターであったり、あとウエルフェア九州病院が認知症疾患センターを持っていますので、そこで家族の方が相談に来られたときに、その保健の職種と社会福祉の職種と一緒に御自宅に訪問して、御本人とお会いできれば御本人とお会いしますし、御本人が拒否されて、なかなか面談ができないときもあるんですけれども、そのときには御家族からその様子をお伺いして、初回は面談できなくてもチームで会議を開いて、その方に対してどういうアプローチしていくかという方針を決めていきます。

○8番（豊留榮子） 難聴、耳の聞こえの悪い方が認知症になりやすいということで質問もしたりしたんですけれども、そういう点では、特別に何か手だてをしようとかそういうあれはありますか。

○地域包括ケア推進課参事（天達純子） 難聴のことについてですか。（「はい」と言う者あり）そうですね、確かに難聴で、認知症の影響があるというデータもあるんですけれども、聞こえないということで、理解がちゃんとできていなくて、認知症のような症状を持っているという方も中にはいらっしゃいます。

私たちが支援するとすれば、認知症の症状の改善であったり、対処の方法となっていくので、難聴支援については、他市の状況を確認しながらなっていくと思います。

○5番（禰占通男） 先ほどありましたこの保険者努力支援分の中での介護予防ですよ、本市のこの予防に対する取組ということで、一番予防に対して効果がある、本市が取り組んでいる、まだこれから何かを考えているっていう、その点についてお聞きしたいんですけど。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 介護予防ということですので、介護状態になる前からの取組が非常に重要になってきます。

で、介護状態になるということは疾患関係もあると思いますけれども、出会いというか外に出る機会とか、そういったことも重要です。

その中で、地域で支えて、先ほど6番委員が言われたてげてげ広場であったり、筋トレ体操であったり、あと各公民館等で取り組まれている自主活動、そういった自主活動の学習グループであったり、そういった取組を広い活動で、公的な部分と自主的に民間でされている方たちのグループ等がありますので、そういったものは全部、介護予防につながると考えております。

○5番（禰占通男） 先ほど課長からも一応、保険者努力分ということで、メニューというか、事業を取り組むことに対してという説明もあったんですけど、要支援と介護分の一応分かれてきたときに、認知症問題ですよ、一番問題はね、ある程度軽度の方は自分で生活できるような感じなんですけど、分かれたときに、私もほかの市町村に行って、福祉課、そこに聞きに入ったら、事細かく教えてもらったのが、軽度の認知症者が自分より重症というか、程度が重い方の世話、そういうことはできますよと教わったんですよ。

それについて、本市でそういうことをやっているっちゃうことをそれからずっと聞いていない

もんですから、その辺についてはこの事業所とか、そういうところで本市で取り組んでいるところっていうのはないんですかね。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） ただいまの委員からの御質疑ですけれども、実は、市民レベルの認知症サポーター養成講座の後に、ステップアップ講座で、さらに協力したいという方たちもおられまして、その方たちに呼びかけて、2日間にわたって、認知症のステップアップ講座を受けていただきました。

その中で、さらにボランティアとして協力したいという方を呼びかけたら、受講してくださった方が10名登録していただきまして、その方たちはボランティアなんですけれども、ボランティアのグループとしては、支援するほうも支援されるほうも合わせてボランティアグループとしてチームでいきたいと思いますということで、一昨日、第1回目の話合いに取り組んだところです。

手伝いされる内容としては、外出されるときのちょっとしたお手伝いとか、病院に行ったときの手伝いとかで、顔見知りだから買物に一緒に行ったり、そういった、ちょっとした介護サービスにはつながらないけど、そういった隙間のところをお手伝いができるようなところでボランティアに取り組んで、もう本当に最初の一步が始まったところですので、報告できるところまでいっていませんけれど、ボランティア活動が始まったということは、今、お知らせできると思います。

○5番（禰占通男） そのときも私が行ったときに、枕崎でいったらサン・フレッシュみたいなところ、カラオケ設備まで整った。

1階が役所っていうか市職員がおって、あとスポーツジムもあって、それで2階が昼間でカラオケがあって、今カラオケが終わりましたという、中を見ますかと言ったら、カラオケをやっていた大広間も見せてもらったんですよ。

そのときの課長が、たまたま私が行ったときに、普通はいませんち言って、私が行ったときはよかったんでしょうね。それで認知症になってもカラオケはできますよということでした。

それと、一番私が感心したのは、先日までかかった保健センターなるものもなんですけど、もう五、六十メートルかな、医院がありました、病院の医院が。

そこの院長といろいろ打合せをして、教えてもらっていると。——だから医師も、そういう方面に詳しいのか、そういう中で、そういう認知症になりかけ、なった方の進行を遅らせることですよね。

そういう取組も必要かなと思っております。

それでサン・フレッシュでも、カラオケルームもありますし、そこの使用料が安いみたいですよ。

ですから、なるべくならああいうのを活用してもらいたいなと思って、ただ、もうあそこまで行くのが心配ですよ、手段がないから。

私も公民館に宝くじの助成金でいろいろ設備を備えるときに、やがてためになるだろうと思って、カラオケセットみたいなものも購入していただいております。

ただ、老人じゃパソコンを扱えないと、パソコンとインターネットさえあれば何でもできるのにとあって、今は利用しているか分かりませんが、そういうふう将来に向かってっていうこともいろいろ使用の在り方もありますので、なるべくそういうほうにも取り組んで、何か各自治会にそういうのも広げていってもらいたいと、何年かぶりにこの話を思い出したところです。要望しておきます。

○委員長（中原重信） ほかに質疑ある方は挙手をお願いします。

[挙手する者あり]

○12番（東君子） 今の認知症の話の中で、実際去年、教室の筋トレ教室の方が、すごくいい認知症のお薬が出るらしいということで、すごくそれを心待ちにされている方がいらっしやるん

ですが、そのお薬をどのように皆様考えていらっしゃいますか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 先日、ウエルフェア九州病院の院長先生と一緒に認知症の推進会議を開いたときにも薬の話が出たんですけども、まだ実証段階でも全然なくて、まだ、これから治験を集めて、効果とかが出て、恐らく、皆さんのところに普及していくのはまたちょっと先、それで恐らく高額ですので、そこら辺は介護保険だけじゃなくて、それが保険適用なるのかと、そこら辺の制度とかも我々では分からないですけど、国の動きを見ながら、そういった情報提供ができればしていきたいと考えております。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（中原重信） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（中原重信） 挙手多数であります。

よって議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで1時20分まで休憩いたします。

午後0時4分 休憩

午後1時19分 再開

△議案第11号 令和5年度枕崎市立病院事業会計予算

○委員長（中原重信） 再開いたします。

次に、議案第11号令和5年度枕崎市立病院事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（平塚孝三） 議案第11号令和5年度枕崎市立病院事業会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の影響によって、医業収益も厳しい状況が続いていますが、このような中、新年度の業務予定量は、第2条にありますとおり病床数55床、年間患者数を入院で1万6,836人、外来で1万3,621人、1日平均患者数を入院で46人、外来で53人と決めました。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入につきましては、医業収益5億0,809万円、医業外収益1億0,968万8,000円、附帯事業収益1,057万1,000円の合計6億2,834万9,000円で、前年度より2,381万5,000円の減、収益的支出は、医業費用7億5,194万2,000円、医業外費用974万9,000円、附帯事業費用1,124万8,000円の合計7億7,293万9,000円で、前年度より1,562万2,000円の増となり、収支差引き1億4,459万円の当年度純損失となる見込みです。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

予算書の2ページをお開きください。

資本的支出は、建設改良費として老朽化した機器の更新等に充てる有形固定資産購入費及びリース債務支払額の1,463万9,000円、企業債償還金として2,395万4,000円の合計3,859万3,000円

を予定し、収入額が支出額に対して不足する額3,859万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（中原重信） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○4番（沖園強） 1ページでいいんですけど、年間入院患者数を前年度の当初ベースからすると若干多く見込んでいるんですけど、どういった事情かな。

○市立病院事務長（平塚孝三） 入院患者数の予定数の増につきましては、1日平均患者数は46人と定めておりまして、前年度44人として2名の増としています。

これにつきましては、過去5年の実績でいつも推計して予定数を計算するのですがけれども、5年の平均数は44.7人になりましたけれども、補正予算の委員会の中でも御説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類に引き下げられて、それと、今、指定医療機関の受入れに限定されておりますけれども、その5類化に向けて一般病院にも受け入れていくような体制を取っていくということで、令和4年度につきましては病床確保を考慮して設定してございましたけれども、5年度以降につきましては、その病床確保数も減っていくであろうということで2名程度加算して予定を立てたところでございます。

○5番（禰占通男） この入院と外来ですよ、1ページの。これ市内と市外と分けたらこの市立病院に関係している、通院する治療、それについて内訳はどうか、市内と市外として。

○市立病院事務長（平塚孝三） 今4年度の市内、市外の統計というのはまだ集計していませんが、令和3年度について申し上げますと、割合的に入院、市外が25%ぐらい、外来につきましては、市外が7%という数字になっています。それ以外は市内の患者という割合になっております。

○5番（禰占通男） 市立病院の立地条件としてですよ、枕崎の駅からもグラウンドを通過してこないといけない。バスもあんまり数は多くないですよ。そういった条件とかもあるんですかね。市内の方もですよ、交通の便がよければある程度その患者というか、増えると思うんですけどどうなんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 今、当院に来院されている高齢者の方につきましては、家族の方が送迎しているケースと、あとはタクシーの利用者というのがほとんどだと思います。その交通機関のバス等を利用しての通院というのは、ほぼないのではないかなと思っております。

○4番（沖園強） 3月補正で約3,600万の悪化を見込んでいるんですけど、出納閉鎖までの見通しはどうなっているんですか。

○市立病院事務長（平塚孝三） 補正予算につきましては、今御質疑のとおり3,000万程度の赤字予算で予定をしておりますけれども、歳入は厳しく、費用のほうは今後の新型コロナウイルス感染症とかそういった対応ということで費用は大きく保留しているところです。

例年大体、不用額が5年の平均をしましても5,000万程度不用額が出るのではないかとということで、決算では黒字を見込んでいるところです。

○4番（沖園強） そうすると、来年度予算で1億4,400万程度の悪化を見込んでいますよね。それで、前年の当初ベースと比較すると、入院、外来、1日平均を2人、増やした算出をして予算計上しているんですけど、そして収入的には病院事業収益は減っていると、前年度当初ベースからすると、その要因は何なんですか。

この予算書を見た限り、事業費用の部分が若干増えているんですよ。医業外費用は大体似通

っているんですけど。医療費用が増えた要因等が影響しているんですけど。

○市立病院事務長（平塚孝三） 4年度と比較しまして、入院収益については1,371万円の増の計上をしております。それと外来収益につきましては109万4,000円の増で、収益的には予算は増加ということで計上しております。

費用の増につきましては、大きな費用の増ということで、手当の部分というのが1,507万7,000円の増になっておるんですけども、今回、大学の医局の異動で、今度4月から新たに副院長クラスの医師が派遣される予定になっておりまして、その分の手当の部分が増加になったのが大きな要因でございます。

それと、経費につきましては、燃料費の増嵩でありますとか、そういう物価の増加によりまして、その費用の増が膨れていると。

収入支出の収支差引きについては、3,943万7,000円大きくマイナスになっているんですけども、その要因としましては、前年度は新型コロナウイルス感染症の病床確保の補助金ということで、常に2床確保していないといけなかったというのがありまして、その分補助金を計上しておったんですけども、その分が3,997万円予算計上をしております。

先ほども申しましたとおり、コロナ感染症の分類が2類から5類に引き下がることによりまして、新型コロナウイルス感染症の補助金の位置づけというのがまだ不明確であるため、その部分については計上しなかったことが大きく影響しているところです。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 再開

△議案第12号 令和5年度枕崎市水道事業会計予算

○委員長（中原重信） 再開いたします。

次に、議案第12号令和5年度枕崎市水道事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（上園秀人） 議案第12号令和5年度枕崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量については、給水戸数を1万0,100戸、年間総給水量を253万4,000立方メートル、1日平均給水量を6,923立方メートルを予定しております。

前年度当初予算予定量と比較しますと、給水戸数は100戸、率にしまして1.0%の減、年間総給水量は6万6,000立方メートル、率にしまして2.5%の減、1日平均給水量では200立方メートル、率にしまして2.8%の減となりました。

主要な建設改良事業は、老朽管等更新事業として7,634万円、施設更新事業として2,407万7,000円を予定しています。

主な内容は、日渡谷原線ほか6路線の老朽配水管改良工事、木場札尾線の配水管改良工事、金山浄水場1号原水流量調整弁取替工事などの施設更新工事を予定しています。

次に、収益的収入及び支出の予定額について御説明します。

収益的予算では、水道事業収益を4億3,105万2,000円、水道事業費用を4億1,475万8,000円とし、差引き1,629万4,000円で、税抜き後の純利益は360万9,000円を予定しており、前年度当初予算と比較しますと、62万6,000円の増となります。

内訳としまして前年度と比較すると、水道事業収益のうち営業収益が860万円の2.0%減、営業外収益が195万4,000円の10.8%の増となり、水道事業費用のうち営業費用が253万7,000円の0.7%減、営業外費用は24万6,000円の0.6%増となります。

次に資本的収入及び支出の予定額について御説明します。

予算書2ページをお開きください。

資本的予算では、資本的収入を4,766万2,000円、資本的支出を2億8,100万3,000円とし、差引き2億3,334万1,000円の不足額については、第4条括弧書きに示してありますように、過年度分損益勘定留保資金53万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,665万1,000円、建設改良積立金7,500万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,115万2,000円で補填しようとするものです。

なお、配付いたしました資料は、水道事業収支計画表、収益的収支計画表、資本的収支計画表、事業実施計画位置図ですので、お目通し方お願いします。

以上、概略説明いたしました但、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中原重信） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 説明資料のどこなんですけどね、年間総給水量はですよ、前年度に比べて私は人口減少あるいは空き家などによる影響で、年間総給水量は減少してくると思っているんですけど、年間の減少量というのはどのぐらいですかね。

○水道課長（上園秀人） 給水戸数で説明いたしますと、過去5年間の平均増減率に本年度予測戸数を乗じて次年度の予測戸数としているところですがけれども、1万0,200戸を本年度予定しておりますけれども、増減率99.31%ということで1万0,129戸、約1万0,100戸としているところでございます。

また、有収水量につきましては、増減率が97.7%となっておりますので、2.8%減の6万8,000トンを減少する予測としております。

ただ、この減少率につきましても、水道事業では降雨水量等も影響してきますので、令和3年度の夏場の一番水を使うときに水量が落ち込んだ影響等もあるということでございます。

○13番（清水和弘） 本市の場合、ますます人口減少、また戸数の減少も多くなっていくと思うんですけどね。これを維持するため、今、現状維持するためにはいろんな対策を立てておられると思うんですけど、今の段階での計画とかいうのは何か立てておりますか。

○水道課長（上園秀人） 人口減少が進む中では、経費の節減とか給水区域内の集落水道等の取組以外なかなか方策はないところでございます。

しかしながら、施設のダウンサイジングや、そういった事業計画、企業債借入れ計画を精査しまして、これからもできるだけ料金改定を先延ばしするような施策を取っていきたいと考えているところです。

○13番（清水和弘） 料金改定をできるだけしないということですけど、ちょっと厳しくなると思うんですけど、何か料金改定に手を出したくないっていうことなんでしょうけどね。それでやっていけるんですかね。

○水道課長（上園秀人） 当初、経営戦略では令和5年度に料金改定をする予定としておりましたけれども、経費の節減を図り、可能な限り先送りするというところで、現在お示ししてある収支

計画の中で3億5,000万を切るところが令和6年度末にはなっておりますけれども、損益のところで比較していただければ、予算ベースでは少ない収益となっておりますけれども、決算ベースでは約5,000万弱の収益が出ております。

こう考えますと、もう少し先延ばしをして、令和9年、10年あたりには料金改定を行う必要があるんじゃないかと考えているところです。

○14番（吉嶺周作） 令和9年度、10年度から損益計算でいえばマイナスになるという予測になっているんですよね。それで、南さつま市や南九州市は新築住宅だったり、工場だったり、新しく給水をするところに負担金をもらっているんですけど、本市はもらっているんですかね。

○水道課長（上園秀人） 本市は、条例の中にも負担金制度というのはございません。

近隣の市町村では頂いているわけですが、そこについては当初から住民サービスの一環で頂いていないんだろうということで、条例等もございません。

○14番（吉嶺周作） 今は頂いていないかもしれませんが、この令和9年、10年からは赤字を見込んでいかないといけないわけですよね。本市もそういうところに取り組んでいってもいいんじゃないですかね。

○水道課長（上園秀人） 次回の料金改定等に当たっては、その料金だけを上げるのか、あるいは他の収益についてもっと収入を確保する手だてがあるのかについて、その時点で検討をしていくものと考えているところです。

○14番（吉嶺周作） 南九州市では、条例で月額の基本料金が13ミリで589円、20ミリで884円。それから従量料金で1立方メートルにつき99円とかそういうのがありますが、本市はあるんですかね、基本料金だったり。

○水道課主幹兼管理係長（日高喜文） 本市におきましても、基本料金及び水量に合わせた水量ごとの従量料金というのが定められております。

○14番（吉嶺周作） そうすると、一般用が13ミリで南さつまは589円と言いましたが、本市の場合はどの程度の月額料金を取っているんですかね。

○水道課主幹兼管理係長（日高喜文） 本市におきましては、税抜きで13ミリの場合が650円、税込みで715円となっております。

○14番（吉嶺周作） それから従量料金ですかね、10立方メートルまでが99円、11立方メートル以上が138円って南さつま市ではなっていますが、本市は。

○水道課主幹兼管理係長（日高喜文） 本市におきましては、10立方メートルにつきましては税抜きで60円、税込みで66円です。20立方メートルまでにつきましては、税抜きで120円、税込みで132円。30立方メートルが税抜き140円、税込みで154円です。

○14番（吉嶺周作） 先ほどの給水負担金なんですけど、令和9年、10年に水道料金の値上げを市民の方にしてもらう形になるか分らないですが、南九州市、南さつま市が取り組んでいる給水負担金、新しく水道を引っ張る方々からの徴収も今後は考えていくべきだと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○水道課長（上園秀人） 給水負担金というのは、給水工事の新設、増径工事の実施に際し、申込者から一時金として徴収をしているものでございます。

負担金の目的については、新旧の需要者間の負担の公平、大口利用者などがいるところについては、大口径の配管を入れないといけないとかそういったものがございまして、そういった負担の公平を図るためのものでございます。

水道事業を推進していくためには、相当のいろんな資金が今後も必要なわけですが、その財源については、財政的に料金が収入を押し上げる要因とはなるということで、その部分についても、次期料金改定のときにはこういった、現在人口減少ということもありますので、負担の公平を図る意味でもそこについて検討していく必要があるだろうと考えているところです。

○6番（城森史明） この水道事業収支計画表を見ますと、令和11年に資金残高がマイナスになるんですね。そうすることにより、経営がもう非常にそこで破綻するようなショートするような感じを受けるんですが、これに対してはどういう解決策があるんですか。

○水道課長（上園秀人） この収支計画表においては、現在の料金で据え置いた場合のシミュレーションというか、収支計画となっているわけですが、先ほども答弁しましたが、水道事業としては資金残高を3億5,000万と考えておりますので、その部分について、現在は令和6年度が3億5,000万を切りますが、収入と損益のところの予算段階の損益と実際の決算段階の損益で差がございますので、その部分で令和9年度あたりに3億5,000万を割るのではないかと予測をしているところで、そこで料金改定ということになっていくんだらうと思います。

○6番（城森史明） 料金改定した場合はどれくらい収入が増えるんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 一応、もう一つのシミュレーションで、資料はお渡ししていないんですけど、令和7年度に仮に10%程度増にした場合が4億3,720万8,000という数字になるということで、これが当初の経営戦略のときに、令和5年で20%程度でしていけば安定していくと、ある程度そういうので作っていたんですが、それを一応2年先延ばして、令和7年度にした場合であれば、ある程度はまだ資金の残高が残っていくのかなと考えています。

○6番（城森史明） しかしながらですよ、ほかの資本的収支にしても、ずっとこの例えば不足額でも2億から3億というわけでも、これは永遠に続くわけでしょ、資本的収支の不足額はですね。

そうした場合に、この辺が一番大きな要素になっているような気がするんで、給水収益を増やすにしても、それはそれで本当にそれで安定するかと思うんですね。

いずれにしろ何かその計算が違う、決算は違うと言いましたけど、この構造っていうのはずっと永遠に続くわけでしょ。

○水道課長（上園秀人） 現在、資本的収支に関わる事業費については、平成29年度に策定した水道ビジョンを基として事業を実施していく計画をしております。

今後、水道ビジョンにつきましても、実際最後はやらないといけないわけですが、延命化できるものは延命化していくということで、見直しをしながらこの事業費も十分精査しながらやっていくということになるかと思っています。

○6番（城森史明） ということは、これ一番最悪のシナリオのパターンということですか。そういうふうに聞こえますよね。決算ベースで見たら、これも実際、前はもっとひどかったですよ。2年3年で伸びていくじゃないですか、それやったらいいわけですよ。だけどいつかショートするということが来るんじゃないかって、それで質疑しているんですけど。

○水道課長（上園秀人） 水道ビジョンで行おうとしている計画を基本に作成をしておるわけですが、その中でも規模を縮小できるものは規模を縮小し、事業費を少しでも少なくして、料金改定についても資金がショートしないように、工夫をしながらしていくということになりますが、最終的には損益のところマイナスになる令和9年10年度ぐらいには、料金改定を行わないといけないのではないかと見通しでございます。

○6番（城森史明） さっきから聞いていると、何か決算では毎年伸びている。実際伸びている状況ですよ。そこであんまりこれ正確じゃないわけですよ。そうしたときにより正確な予測を立てないかんわけですよ。

だから、その辺のところは数字的に、例えば最悪のパターンと一番最良のパターンというのですね、実際にシミュレーションして、そうすれば大体実態が分かってくるんじゃないですか。

○水道課長（上園秀人） 現在お示ししている収支計画については、収入側についても厳しい収入を見込んでおまして、支出側については事業を運営する上である程度余裕を持った予算としていることから、この損益が予算と決算で大きく違うことになっているわけでございます。

今後も支出側についても費用の抑制を図りながら、できるだけ延命化していきたいと考えておりますが、現在は予算段階の収支計画ということで御理解いただければと思います。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 分 休憩

午後 2 時 1 分 再開

△議案第13号 令和5年度枕崎市公共下水道事業会計予算

○委員長（中原重信） 再開いたします。

次に、議案第13号令和5年度枕崎市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事（今給黎仁） 議案第13号令和5年度枕崎市公共下水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条業務の予定量については、排水戸数を5,870戸、年間総処理水量を159万4,000立方メートル、1日平均処理水量を4,350立方メートルと予定しており、前年度当初予算予定量と比較しますと、排水戸数は同戸数で増減なしで、年間総処理水量で1万1,000立方メートル、率にしまして0.7%の減、1日平均処理水量で50立方メートル、率にしまして1.1%の減となりました。

主要な建設改良事業は、管路建設改良事業として9,211万9,000円、ポンプ場建設改良事業として42万9,000円、処理場建設改良事業として6億6,397万円を予定しています。

主な内容は、管渠更生工事、木原ポンプ場汚水ポンプ取替工事、終末処理場汚泥濃縮設備・汚泥脱臭設備の改築更新及び送風設備・受変電設備の改築の詳細設計を予定しています。

次に、収益的収入及び支出の予定額について御説明します。

収益的予算では、下水道事業収益を8億7,474万9,000円、下水道事業費用を7億3,940万2,000円とし、差引き1億3,534万7,000円で、税抜き後の純利益として1億0,240万6,000円を予定しております。

内訳としまして、前年度予算と比較しますと、下水道事業収益のうち営業収益は514万6,000円で1.8%の減、営業外収益は1億0,996万6,000円で22.4%の増となり、下水道事業費用のうち、営業費用は1,918万5,000円で2.8%の増、営業外費用は341万7,000円で10.5%の減となります。

次に、資本的収入及び支出の予定額について、御説明します。

予算書2ページをお開きください。

資本的予算では、資本的収入を7億7,126万1,000円、資本的支出を10億5,132万6,000円とし、差引き2億8,006万5,000円の不足額については、第4条括弧書きに示してありますように、当年度分損益勘定留保資金1億6,920万1,000円、繰越利益剰余金処分額1,310万5,000円、当年度利益剰余金処分額7,333万4,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,226万円、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,216万5,000円で補填しようとするものです。

なお配付いたしました資料は、現在の事業状況を基に今後の収支をシミュレーションした公共下水道事業収支計画表、収益的収支計画表、資本的収支計画表、事業実施計画位置図ですので、お目直し方お願いします。

以上、概略説明いたしました但、よろしく御審議くださいますようお願いします。

○委員長（中原重信） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） この排水戸数なんですけど、下水道も水道事業も一緒なんですけどね、今後本市の排水戸数の推移っていうのを私の考えは減少していくのかなと。ただ、今下水道に接続していない戸数、それらを考慮した場合どういう状況になっていくんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 接続戸数につきましては、今立神北町とか平成二十五、六年から平成30年にかけて下水道を新たに接続したところがありますので、そこらについては、今現在、接続推進を行って、少しずつでも接続していただくように努力しているところでございます。

それで令和5年度の接続戸数、排水戸数5,870戸、これは4年度の見込みを換算して数字を出しているんですが、そこについて、当然古い建物については、取壊し等で戸数が減っていたりすると。でも新たに接続をしていただける世帯等もありますので、そこで一応据え置いているということでもあります。

しかしながら、どうしても人口減少で、1世帯当たりの戸数の人数というのがやはり下がってきていますので、それについてはやはり、徐々にこの有収水量については減少していくものだと考えているところであります。

水道に比べればこの減少率というのは、なだらかとは考えているところでございますが、減ることについては間違いのないですので、そこについては、よりこちらとしてはもう新たな接続者をお願いするというか、接続に対するお願いをしていくということになります。

○水道課長（上園秀人） 水洗化率につきましては、1次区域が96.1%、2次区域が92.2%、3次区域が74.3%、4次区域が65.8%で合計が現在89.4%となっております。

先ほど参事が説明しましたが、まだ3次区域、4次区域について水洗化率が75%を切っておりますので、そういったところを含めて、水洗化の依頼について下水道事業として啓発活動に回っているということで、その推移については総数的にはあまり変わっていないのではないかと見ているところです。

○13番（清水和弘） 私が心配しているのは、枕崎も人口減少社会の中で、廃屋が多くなってくるんじゃないかとそういうのを考えた場合も、下水道課がつくっとるシミュレーション、これも見直す必要も出てくるんじゃないかなと思っとるわけなんですよね。

そういう中で、私が思うのはまだ下水道に接続していない世帯も結構私は今あるんじゃないかと思うんですけど、どういう状況になっているんですかね。

○水道課長（上園秀人） 先ほど述べた水洗化率89.4%ですので10.6%は未接続世帯と、現在6,549件に対して5,855件が接続しておりますので、約700世帯が未接続世帯ということになっていると。

○13番（清水和弘） 700世帯の未接続と今ありましたけど、こういう人たちは今後何ていうのかな高齢者世帯なのか、やっぱりそれによってまた接続の要望とかいうのも変わってくるわけなんですけど、その辺はどうなんですかね。

○水道課長（上園秀人） 現在4次区域等につきましては、立神北町周辺等になるわけですが、そこについては、下水道が敷設する前の比較的新しい家も結構ございまして、その方々は合併浄化槽を利用しているということもございます。

なかなかそこについては、厳しいものもありますが、浄化槽と下水道との料金比較とかそういったことで今啓発活動を行っているということもでございます。

○10番（下竹芳郎） この前ホームページに終末処理場周辺環境調査結果というのがあったんですが、これを見ると全部臭気の結果がゼロとなっているんですが、何年か前に陳情が上がってきたんですが、それも改善されたということでもいいんですか。

○水道課長（上園秀人） 臭気指数につきましては、月1回測定しているものを公表しているものでございますが、そこについては、数値的には指数計では出ていないということでございます。

令和3年度に汚泥等の活性炭を入れ替える工事もいたしまして、そのときに悪かった成分についても直後的には出ておりませんので、その活性炭によって緩和されているものと、そこについても年次的に調査をしていくということになります。

現在、脱臭設備の改築工事を令和4年度と令和5年度かけてやる予定で、今事業団と協定を結んでおりまして、今、発注の準備を事業団でやっておりますが、その中では、臭気を生物で除去する装置を取り付けるということになりますので、それができてきますと、今よりも臭気といいますか、悪臭が出ないような環境になっていくということになります。

○10番（下竹芳郎） 大分改善されたということなんですが、そういう苦情とかももうなくなってきているんですか。

○水道課長（上園秀人） 臭気の苦情については、直接住民から下水道事業に臭いがするという直接的には届いていないところでございます。

○9番（立石幸徳） 今の関係で、水道課長が事業団発注を言われたんですけど、以前から聞いているんですが、要するに事業団発注とできれば本市、枕崎市の発注ですね、これはもう下水道が始まって30年以上も経過するわけですけど、本市が発注することはもうあり得ないんですか。

○水道課長（上園秀人） 処理場、ポンプ場の建設工事に関わる根幹的な施設等につきましては、下水道事業が始まったときから下水道事業団と協定を結んで事業を展開しているところでございます。

これは下水道事業は技術的において専門性が必要であることから、下水道事業の設計とか建設等は専門性と最新技術の両方が必要であると判断しているため、コストが安いなどを追求するには、小規模の自治体の職員では無理があると当初より判断をしているということでございます。

また、設計や監督管理においては、下水道法22条において、資格を有する者に行わせなければならないと規定されておりまして、この資格要件も新制大学の土木工学課、衛生工学課またはこれらに相当する学科で、下水道工学を履修してから実務経験が7年となっているところです。

こういった厳しい条件がございますので、募集等についても困難であると考えております。ただ管渠施設につきましては、これまでも直営の職員で実施をしておりますので、そういったものについては、これまで同様やっていくと。ただ、先ほど説明しましたように、専門、根幹的な施設等の建設に関わるものについては、今後も事業団にお願いしていくということになります。

○9番（立石幸徳） ですから、そういう大卒、専門学科で7年の経験ちゅうのは、やろうと思えばあつという間に来ると思いますよ。何しろもう30年以上、35年ぐらいですか、枕崎市の下水道は通じているわけですからね。そこをもう当初からちゅうか、もう諦めているちゅうか、あるいはもうやる気がないちゅうか、そういうあれじゃなくて、これからはもうずっと下水道事業は続いていくわけですから、そういった資格者を養成といいましょうか、計画をしていくべきことなんだろうけれども、なぜそれはもうやらないほうが楽っていうか、あるいはそういうことは考えていないっていうふうに聞こえるんですけどね。

それはもう、本市の下水道事業では根幹的と言われても、ずっとやっていることでしょから、その辺の明確なあれを出すべきじゃないですかね、もう。

資格者を養成して発注できるようにするんだという方針でいくのか、そこはこれまでも指摘したんですけども、全然それを実現しないんですけど、やるのか、やらんのかというのが分からんですけどね。

○水道課長（上園秀人） 下水道課になったのが昭和58年でございます。1年後の59年から供用開始をしておりますので、その年に14名の職員がおったわけでございます。

現在、様々な行政改革を進めながら、令和4年度は7名で行っております。令和5年度、今年度の新年度予算については、水道事業と下水道事業を同じ水道課として合併をしまして、ここ4年ぐらいたっておりますので、事業の精査をして、技術部門については、今一緒の部門でしょうということで下水道事業側の人員は新年度で6名ということになります。

こういった中で、いろいろな様々な行革に取り組みながら、かつ下水道事業もですし、水道事業もある意味専門的な業種が必要でございます。

給水であったり、排水設備であったり、浄水場の管理であったり、下水処理場の管理であったり、いろいろなことがございますので、市の職員としては、専門的な知識が必要であるということと考えておまして、今回も技術部門を統合して、できるだけ両事業に精通した職員を養成するというのは大事なことでと考えておりますけれども、建設とか設備の改築であるとかということについては、新しい技術といいますか、そういったものも発生してくるわけですので、そういった観点からすれば、事業団がそういったものについて精通しているわけですので、今後も建設に関わる根幹的な建設に関わるものについては、事業団のほうが有利であると考えているところでは。

○9番（立石幸徳） そういう技術的な面を言われれば、事業団のほうがいいのかなっていう気持ちになりますけども。ただ、事業団に発注をお願いしても、当然、その分のピンはねと言うと変ですけど、事業団の収入を考えてそういう経営的な面からいくとこの料金値上げなんかも出てくるわけですのでね、もう少しそこはどちらの方向を目指すかちゅうのはもう明確にしとっていただきたいと思えますね。

それから28ページの他会計の負担金のうち、他会計の補助金ということにもなるんですが、基準内繰入れ、この明細を教えてください。

○水道課参事（今給黎仁） まず、水質規制に関わる経費について、それが49万3,000円、水洗便所等に係る普及費を243万4,000円、児童手当の経費に係る部分が45万6,000円、事業債の特別措置分に関わるものが、利子の分が183万7,000円、元金償還に係る部分の負担金が2,377万5,000円、地方公営企業適用債に関わる利子の分が8万2,000円、今の地方公営企業適用債の元金に係るものが421万6,000円、分流式下水道に関わる経費というのが1億9,132万9,000円、雨水処理に関わる経費が800万円で、合計が2億3,262万2,000円です。

○9番（立石幸徳） この分流式に関わる部分が一番1億9,000万ということで大半を占めているんですけど、この分流に関わる基準っていうのは、どういうふうに、いわゆる繰入れ基準に当たるんだと、その分流の基準といいたいまいしょうか、どういうふうに理解すればいいんですかね。

○水道課参事（今給黎仁） 大まかな説明になりますけど、分流式下水道に関わる経費の算出方法としましては、減価償却費に係る部分から長期前受金戻入を差し引いた金額です。これが、減価償却相当分ということで1億6,620万1,000円です。

それから利息支払い相当分に係るものについては、例えば地方公営企業債のものとか、それから特別措置分の分の利息分を別途いただいていたわけですけど、それを差し引いた残りの利息分、金額で言いますと2,506万円、この合計額が分流式下水道に係る経費の算出方法になっております。

○9番（立石幸徳） 今言ったこの明細、特に分流に関わる部分はずっと同じような金額で続いていくと考えればいいんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 令和2年度に公営企業に移行してから減価償却費が予算に出てきているわけですけど、この減価償却につきましては、当然、新たな資産が発生しないとどんどん減っていくわけです。

同時に長期前受金戻入というのも同じように減っていくんですけど、どうしても減り幅が今、企業会計に変わったときの固定資産の評価方法というのが、既存の特別会計から企業会計に、中古のものをお譲りしましたよという形の出し方で、中古資産としての評価方法です出ますので、償却年数がかなり短くなっています、特に機械については。その関係がありまして、おそらくあと一、二年だと思えるんですけど、償却費がかなり大きいです。

令和4年度と5年度を比較すれば、額が出てきていると思うんですけど、そのために、分流式下水道にかかる経費についても、4年度と比べれば……。

○9番(立石幸徳) 途中ですけど、具体的に一例を挙げてください。どういうものに係る減価償却費がどうなったちゅう形で説明いただければ非常に分かりやすいんですけど。

○水道課参事(今給黎仁) 下水道に関わる償却される資産、それに対して、償却年数が中古の資産という取扱いをしているものですから、最初の償却期間が短いということで、償却額が大きいんです。それで、前年度と比べて、毎年その資産が減っている。

最終的には、償却済みの資産が増えてくるため、結果的にこの減価償却費がどんどん少なくなっています。それで、今、分流式下水道に係る経費というのは、減価償却費を基に算出しておりますので、毎年下がっている状態であります。

○9番(立石幸徳) それを一般会計からその分は充当して繰り入れていると、こういうふうになるんですね。

○7番(吉松幸夫) 9番委員の質疑に関連するんですが、特殊技術を持った部分で、本市程度の規模であれば、何人ぐらいその技術者は必要なんですか。

○水道課長(上園秀人) 土木技術者、電気技術者、建築技術者、機械技術者、それぞれ4名の職員を必要とすると考えております。

○7番(吉松幸夫) それであれば、この4名をまた特別に雇用したとなると、どのくらいのコストがかかると思うんですか。

○水道課長(上園秀人) 今の人員構成ですと800万ぐらいの人件費がかかっておりますので、3,200万、年間人件費がかかるということになっていくということでございます。

○7番(吉松幸夫) であるならば、その団体に外注で委託した場合はどのくらいかかっているんですか。

○水道課長(上園秀人) 管理費につきましては、設計の場合が10%となっております。

工事につきましては、金額に応じまして変動していきますけれども、1億円の場合が6.3%、6,000万未満については5.3%で、6.3%程度がかかるということになります。

建設については、一時的な建設でございますので、人員を抱えるよりもは、この設計、改築の業務については事業団のほうがいいということで、当初よりそのように取り扱っているところでございます。

今後もこのようなことから、職員を抱えてやるよりも、専門的知識を持った事業団の職員にしていくということになります。

○7番(吉松幸夫) はい、分かりました。

○4番(沖園強) 11ページをお願いします。

今の事業団云々の話があって、職員の配置等があって、前年度資本勘定支弁職員が1人おって、それが減になっているということで、そのような部分はどう理解すればいいのかな。

○水道課長(上園秀人) ここにつきましては、先ほど説明しましたけれども、水道事業と下水道事業は経費の節減、市民の利便性の向上、業務の効率化を図る目的で平成31年の4月に水道課として統合して業務を行っておりましたが、今回、事務内容を精査し、両技術部門の技術の継承、人材育成を図るとともに、さらなる経費の抑制を行うために、水道課施設係と水道課下水道係を統合し、1課4係から1課3係に再編を行う予定です。その過程において、下水道事業会計

から人員を1名減としまして、人件費の抑制を行うと。

水道事業は、施設係が現在9名体制から、両方で9名いることになりましてけれども、それが8名になります。予算書上は下水道事業を1減といたしますけれども、お互いに0.5ずつのメリットがあるように、下水道事業から頂いている委託料に半分の金額を上乗せして、水道事業に頂くということにしております。両事業で400万程度ずつメリットが出るようにするというごさいます。

その過程において、先ほど来説明しているように、技術部門の強化を図りたいと考えております。

水道事業は、直営といいますか、浄水場管理人はおりますけれども、24時間ライフラインとして機器が故障したら行かないといけませんし、下水道事業の場合も包括委託ですけれども、そういったライフラインを守るという観点から、油断のできない業種でありますので、そのところで専門的なことの知識をできるだけ両方でできる職員がたくさんいたほうがいいということで、今回統合するものでございます。

○4番（沖園強） 2ページをお願いします。

令和4年度の当初予算の部分で、債務負担行為で終末処理場の汚泥の濃縮と脱臭の計画を立てておいて、これ汚泥最適化事業ですかね、経営戦略の中でこういった計画になっておったと思うんですけど、今回それがもう見直されて、5年度では終末処理場のほか維持管理業務委託料に債務負担行為がかかっていると、その辺の説明をお願いします。

○水道課参事（今給黎仁） 5年度予算に記載されています債務負担行為につきましては、終末処理場ほか維持管理業務委託で、現在、令和2年度から令和4年度までの3か年で委託契約をしているところですが、それが終了するというので、新たに令和5年度から令和7年度までの3か年で、新たな委託契約を結ぶために債務負担行為を行ったところでございます。

○水道課長（上園秀人） 令和4年の予算書にあった債務負担については、令和4年度の事業と令和5年度の事業で、債務負担としては出ていませんけれども、事業費としての中には含まれているということでございます。

○4番（沖園強） 補正予算の部分でもキャッシュフローで非常に厳しい状況が続いているということで、令和5年度のキャッシュフローを見ても、期首残高が非常に厳しい状況であると、今回、基準外繰入から若干加勢をしてもらっているなど受け止めているんですけど、その辺についてはどうなんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 他会計補助金のことだと思いますが、大幅に増えていることについて御説明したいと思います。他会計補助金の額が大幅に増額になった要因としては、これまでも料金で下水処理に要する経費や企業債償還金を賄っていない状況の中で、一般会計からの補助金で補っているところでした。

令和5年度におきましては、物価上昇等により、施設管理業務費や汚泥処分経費の労務費、動力費及び材料費の価格が値上がりし、大幅に費用を要することになりました。また、特別な状況として、令和2年度から令和4年度にかけて、コロナ禍により建設改良事業が計画どおりに進んでいない状況の中、消費税における事業費の仕入れ控除税額が減少する見込みにより、資本に係る財源が減少し、資金不足が生じると考えているところです。

それらによる資金減を補うために、一般会計からの補助金を大幅にお願いしたところでございす。

○委員長（中原重信） ほかにありませんか。あと何名ぐらい。

○5番（禰占通男） 一番末尾でもいいんですけど、この汚泥濃縮・汚泥脱臭施設改築ちゅうことなんですけど、この内容は以前、発電までするちゅうのを一応提出して、今に至るところの改良になると思うんですけど、今までの方式と一緒にするんですか。何か変わったところはあるんです

か。

○水道課長（上園秀人） 以前、最適化の検討の中で、消化設備を設けて、汚泥量の減量を図ろうということで検討してまいりましたが、多額の事業費がかかるということと、既存の水処理設備に影響があるということから、消化設備は実施しないほうが良いという結果になりました。

その過程において、汚泥の濃縮設備というのは、脱水機にかける前の施設ですけれども、そのものについて、現在、供用開始当初からの施設でございまして、臭気を発散する施設でございました。

この中で検討したのが、脱水をしやすい前段の施設を造るということで、最初沈殿池汚泥と最終沈殿池の余剰汚泥を分離して濃縮することで、脱水の性能が上がると。また、臭気の捕捉等についても容易であるということから、濃縮設備については、令和3年度、4年度、5年度の事業予算で現在、事業団と委託契約を結んでいるところでございます。

脱臭設備の改築につきましては、汚泥棟周辺の臭気対策をメインとして、その施設についても昭和59年からの施設ですので、改築をしようということで、現在、生物脱臭プラス活性炭脱臭計画をし、令和4年度事業と令和5年度事業で実施すると、現在事業団で準備をしております。

機械電気設備については、受注者も本年1月に確定がなされたところでございます。

濃縮設備の附帯土木設備については、事業団で昨年度から発注の準備を行っておりますけれども、現在の段階で受注者がいないところでございます。

ここについても、事業団に早急に事業者の選定をしていただくようなことで話を詰めているところでございます。

○5番（禰占通男） それで令和6年まで、来年度までですと、今先ほどもあった悪臭等についてはどうなんですか。今までより数段改善するのか、今までどおりなのか、どうなんですか。

○水道課長（上園秀人） 現在、事業団と協定を結んでいる汚泥脱臭設備については、生物脱臭プラス活性炭脱臭ということで、生物脱臭については、高濃度臭気に対して実績のある施設でございまして。そのものが完成をいたしますと、改善がなされると考えているところです。

○5番（禰占通男） 簡単に言えば、濃縮部分が分離して、濃縮しやすくするっていうだけのことでいいですか。

○水道課長（上園秀人） 濃縮設備については、脱水がしやすいようにすると。かつ、臭気を捕捉しやすいような施設に改築を行うと。

脱臭設備については、これまでの臭気の捕捉よりもっと高濃度の臭気を捕捉できるような施設を整備をしていくということで、新しい技術のものを導入をしていくということになってきます。

○5番（禰占通男） 前から言っているんですけど、私は密閉式が一番いいと思うんですけど、その辺の検討等はなかったんですか。あそこの汚泥槽からこれは今おっしゃられる脱水、悪臭の分離まで全部を覆うとか、だって、ほかのところではほとんどがそんな感じですよ。

ほかにも現状どうなっているか分からないけど、例えば、前は屋根もなく、ただその積み込みだけの建屋と、今課長がおっしゃられたように濃縮脱臭、建屋だけ積み込むまではある程度密閉されとって臭いは漏れないだろうけど、車が出ていく、臭いが漏れる。

前にも言ったことあるんですけど、そしたら二重扉にしたほうが良いんじゃないのとか、そこら辺も、もう以前から言っているんですけど、そういうものについては、これからの対応とか、そういう検討とかはないんですかね。

○水道課長（上園秀人） 現在、処理場の施設につきましては老朽化が著しくて、順序よく、今、機械設備について改築をしているところでございます。その過程の中で、耐震の時期は検討していかないとはいけないことになろうかと思っております。

そういったときの設計等について、これまで以上に、そういった臭気が漏れ出さないような施

設については、そのときに検討をしていくと……。

現在行っていることについては、機器の更新、改築であるということで御理解いただければ…

…。

○5番（禰占通男） そうすると今おっしゃったように、その耐震とかいうもろもろのことについてはいつになるっちゅうこと、何年後ですかね。分かっていたら教えてください。

○水道課長（上園秀人） 現在ストックマネジメントの中でやっているわけですがけれども、現在その耐震については取り組んでいないところであります。

次期のストックマネジメントが今回の工事が終わって更新していくということになるかと思っておりますので、時期的には今の段階で明確にいつということについては答弁できないところでございます。

○5番（禰占通男） そうすると31ページにあるこの汚泥処理業務委託は、汚泥を堆肥にして、利活用ですよ、それもしているということで、そういう施設が完成した場合、この汚泥処理に係る費用ですよ、これはどのぐらいまで減になりますかね、汚泥利用と費用の減額っていうのは、何か出しているんですか。

○水道課長（上園秀人） 現在脱水機の方針につきましては、最適化の方針の中では、消化槽をやめて、脱水機に乾燥機をつけた設計としております。

この過程の中で、当然、乾燥機を入れますと資産の部分が必要ですので、その差引きをしたときに2,000万から3,000万程度は、減容化できるということで見ているところでございます。

肥料化の問題につきましては、現在市外の遠方のところに持っていかざるを得ないと。汚泥量が増えていきますと、処分量や曜日の制限もございませぬし、そういった中で、やむなく高いところに持っていつていることから、処分料が高価になっているのが現状でございます。

こういった中で、一般質問等でもありましたけれども、近隣でそれが処分できる中間処分場ができることが一番効果があると考えておまして、それができた場合には約3,000万以上の現在よりも処分費の縮減が可能になります。

そういったことから、既存の処分先について、誘致活動、研究を行いまして、1月から朝市においても1事業者が下水道汚泥由来の肥料も販売をして、周知といいますか、そういったことも行っていただいております、そういった動きが近いうちに出れば、こちらとしてははすごく助かるものだということでございます。

○5番（禰占通男） 今エネルギーの高騰で、相当な動力費もあると思うんですけど、水道事業については動力費で載っていたんですけど、末尾のほうに。この下水道についてはどうなっているんですか。

○水道課長（上園秀人） 下水道事業の動力費につきましては、ユーティリティを含めた包括委託ということで、現在委託費の中に含まれております。

そういった中で今回、基準外繰入が多くなった要因については、動力費の増加分も含まれていることから包括委託の費用が上がっているものでございます。

○5番（禰占通男） 委託料に入っているのであれば、今までの動力費はどのくらい見て、今度、エネルギーの高騰によってどのくらい増えたのかって、分かりませんか。

○水道課長（上園秀人） 令和2年度に契約した現契約の電気代の契約では、3,200万を動力費分ということで見込んでおりました。

令和4年度になりましてから、御承知のとおり、電力価格が高騰しておりますので、4,100万程度かかっております。その分の1,000万程度、今年度については包括委託の中でやっていただいたということになります。

ただ、令和2年度の実績を見ますと、燃料調整費はマイナスでございましたので、その年は200万ちょっと包括委託業者もメリットがあったと、令和3年度になりますと43万ぐらいオーバ

一しております。今年度になりますと1,000万ぐらいオーバーしたものとなっているところでは、

令和5年度で包括委託の契約を結びますが、ここについては、この電力費に関わる経費の増減が著しいことから、物価スライドを用いて、プラスマイナス5%を基準額としたものでできないか相談を受けておりますので、その方向で検討していくということになるということでございます。

○委員長（中原重信） 以上で質疑を終結いたします。

○水道課長（上園秀人） 補正の予算特別委員会で4番委員から質疑のありました、ほかの自治体の水質料金の状況について御説明いたします。

県内におきましては、本市と鹿児島市が基本料金、従量料金とは別に水質料金を定めております。

本市の水質料金はBODとSSの合計した汚水濃度600ミリグラムから定めており、水産加工場汚水濃度は2,000から2,500ミリグラムとして、1トン当たり税抜きで130円として算定がなされております。

鹿児島市の水質料金は、BODとSSの合算で1,000ミリグラム以上の濃度の場合、1トン当たり153円となっております。

九州管内におきましては、下水道がある91市のうち北九州市のみが水質料金を定めており、1,000ミリグラム以上の濃度で1トン当たり112円となっております。

また本市と同じ特定第三種漁港の都市につきましては、本市を除く12市のうち、気仙沼市、焼津市の2市が600ミリグラム以上の汚水の水質料金を定めておりまして、気仙沼市は本市と同じ汚水濃度であった場合、1トン当たり118.8円、焼津市は月300トン以上の排出事業者に対して、同じ汚水濃度で120円となっているようでございました。

なお、焼津市に問合せを行いましたところ、焼津市では、協同組合焼津水産加工センターで共同で排水処理を行っていることから、現在は公共下水道区域内で水質料金を適用している事業者はいないと伺っているところでございます。

○委員長（中原重信） これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

令和5年度当初予算の審査の結果については、3月29日の最終本会議において報告することになりますので、御承知お祈りいたします。

また、審査内容の詳細については、後日配付されますので、委員長報告については、申合せのとおりといたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（中原重信） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後3時1分 閉会